

参議院内閣委員会會議録第三十四号

昭和三十六年六月二日(金曜日)
午後一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 小幡 治和君
村山 道雄君
伊藤 頼道君
山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君
上原 正吉君
大谷藤之助君
木村篤太郎君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
鶴岡 哲夫君
大和 与一君
横川 正市君
田畑 金光君
高瀬莊太郎君

國務大臣

大藏大臣 水田三喜男君
運輸大臣 木暮武太夫君
建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

總理府總務長官 藤枝 泉介君
總理府總務副長官 佐藤 朝生君
總理府恩給局長 八巻淳之輔君
首都圏整備委員 水野 岑君
員會事務局長 画第一部長 谷村 裕君
大蔵省主計局次長 谷村 裕君

大蔵省主計 船後 正道君
局給与課長 辻 幸男君
運輸大臣官房長 田村 元君
建設政務次官 鬼丸 勝之君
建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員 和田 勇君

説明員

海上保安庁次長 和田 勇君

本日の会議に付した案件
○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉江勝保君) それではこれより内閣委員会を開会いたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

政府側出席の方は、中村建設大臣、鬼丸官房長、鶴海文書課長、水野首都圏整備委員会事務局計画第一部長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○伊藤頼道君 議事進行。今回の問題でいろいろお互いに誤解が相当あったと思うのです。そこで、当委員会の運営を今後非常にスムーズにするために、この際、お互いの誤解を解くべきであらう、または、是非は非としてお互いに反省もしなければならぬ部面もあると思う。そういう意味合いから、特に議事進行で発言を求めてものを申したいと思うのですが、静かにかみしめて聞いていただきたいと思います。決して議事を妨害するものではありません。むしろ議事をスムーズに運営させたいための発言でありますから、落ちついて聞いていただきたい。ごく簡単にやります。

して金曜、本日のことです。本日国会議がある、そうすると、当然そこであがるわけだ。そこで、私どもは、決して審議引き延ばしなどという、そういう小細工をしたのでは毛頭ないわけです。一日に総理を呼べば、もうこれは常道的に最終段階というものはつきりしている。翌日金曜日は本会議があるとして申し上げたわけですから、私は、小幡理事に対して約束をしたわけですから、御返答を。はたして総理を呼べるかどうかということに対して、私は、その当日夜まで、この委員会が七時ごろまであったわけですから、それからまた控室へ行つて静かに待つていたわけですから、なかなか回答がない、中間報告もない、そのまま三十一日の水曜に入つたわけですから、三十一日の水曜に総理を呼んでもらえらるならばという前提があったのだから、その委員会を開くこと自体が問題があったわけですから、そこで、しかも、それが本会議と並行して行なわれた。しかも、議長からは許されたけれども、両者円満裡にやつてもらわれないと困る、そういう前提でないと困る、だから委員長としては、委員会を開く前に、私に対して回答をすべきである。ところが、どういふことで、多くを申しませぬが、そうして当日になつたわけですから、そこで、まあ話し合いがついて、委員長が釈明ということ、釈明はあまり十分な釈明とは思われませんでした、そこで入つていったわけですから、

そこで、その当日は、あなた方は無理な質疑打ち切りなどやらないでも、もうこちらは反対討論を用意しておつた。反対討論はその場ではできない。そういうふうな、ただ口で打ち切りとか、いつあがるかというところは、反対の立場にある社会党にそういうことを要求すること自体が非常に無理解であるといふこと、そういうのは理事同士で話してきたわけですから、だからあんな無理強行しないでも、円満裡に話さずにはなれません。しかも、ふんまんという大法案に対して、わずか二十分足らずしか質疑をしていない。衆議院の段階ですら、七時間以上総理に対して質問をしておるのに、野党の第一党である社会党はわずか二十分、二十分足らずの質問でこの大法案をあげようとするのだから、私どもは審議を延ばすとか延ばさないとか、そういうこと以前の問題として、一日には総理を呼んでもらいたい、それを理事に約束したわけですから、だからこの点に關する限り、あなた方にむしろ非常に反省すべき点があるはずであります。われわれは、できるだけ反対する点は反対する、協力する点は協力する、そういう態度でできたわけなので、あなた方が無理に強行して質疑打ち切りなどの愚をやらなくても、この委員会は円満にいったはずなんです。しかも、われわれが不満なのは、総理はわずか三時から三時半までとおっしゃるけれども、われわれがここに入つてきたのは

もう三時二十分、正直に言えばあと十分である。しかも、その十分を、野党第一党であり、二十分しか質問しない社会党に与えないで民社に与えておる。非常にこういう点も非民主的と言わなければならぬ。こういう点で、まあこの場では昨日委員長から釈明がございまして、あえて繰り返してしましても構わない。この不信任案を委員長は知らないでやったとすれば、これは委員長とある者が、こういう運営の常識的なルールを知らないというならば、委員長の資格は毛頭ないわけですから、もし知ってやったとするならば、これはあまりにも党利党略であると言わなければならぬのです。まあこういう点にも課題が多々あるわけですが、一つ、一たん約束したことはお互いに守る。そして、どうしてもできないということがあるならば、かくかくしかじかであるならば、かくかくと一応連絡して、そうして了解を求めるのが、これは議会運営上の大事な点ではなからうか、こういうふうに思いうけです。従って、私は今ここで言いたい点は、そういう国会の慣例、ルールをお互いに十分に守るということ、そして一たん話し合いができたことについては、あくまでも全責任を持つてこれの遂行に努力しなければいかぬし、どうしても不可能な場合は、その実情を誠意をもって答えなければならぬ。しかも、当日回答すべき御本人が外出してしまつていなかったというようないふことについては、非常にこれは不満が多いわけですが、しかし、この段階ではもう言いませんが、そういうよう

な意味合いで、ああいう無理をしないでもこの委員会は十二分に運営し得たのだから、そういうあなたの方の認識不足についてはあなた方は十分反省すべきであらうし、われわれに非ありとすれば、その非についても十分反省するにやぶさかではないわけですから。こういうようなことで、一つ委員長も自民党の各位におかれても、十分反対すべきは反対する、立場が違ふのですから。しかし、協力する点は十分協力する。こうして、立場こそ違ふ、ルールについては、取りきめについてはお互いに尊重する、こういう点で今後少なくとも内閣委員会を運営する必要がある。委員長も、また自民党の委員長という立場を離れて、たとえ党籍はあつても、内閣委員会の委員長として今後やっていただきたいということを強く要望して、不十分でございますけれども、私の偽わらざるほんとうの所懐の一端をこの際述べておきたいと思ひます。

以上であります。

○村山道雄君 議事進行。私は何も申し上げません。民主主義の原則というものは、争うことは大いに争うが、きまつた以上はもう何も言わないということが民主主義の原則であると、さように考えますから、私は何も申しません。

○大和与一君 議事進行。吉江委員長は、非常にりっぱな経験と手腕を持つておられる方だと思つておつたのですが、ここ二、三日の議事運営については、九段の功を一貫に欠いたといふか、大へん私どもは遺憾だと思ひます。そこで、若干意見を申し上げさせていただきますが、参議院

要覧(丙)というのに議員の経歴がある。あなたはどんなに偉い方かと思つてそれを見たら、大へんに偉い経歴を持つておられるわけだ。知事さんもやつたし、将の將たる器の経験を持つておられるのです。その方がどうしてあんなことになつたのか、今までの内閣委員会の経験を見ても、前の委員長の青木さんのときも、やはりおつたといふ同じような事態が起つたことがある。そのときに青木さんに不信任の紙が出た以上は、さつと身をひいて、これは仕方がないから議事規則通り理事がかわる、こういうことで処理された経験もある。そういうことも私はおつたといふ考えが、非常に混乱しました。言があつた、あるいはまた理事が発言する場合は、これはこの委員会も同じであるが、相当なことを言うわけですが、委員長としては一応両者の理事には十分に発言をさせて、その意見を聞きながらまとめていく、これがおそらく十五の常任委員の大体の慣例であり、常識であると思ふ。その点今後十分御注意をいただきたいと思ひます。いろいろと党の事情もあろうし、私の方の党の事情もあるから、もちろんや無理押しをすることもありますが、委員長としては、あくまでも大委員長であるから、その点大乗的な立場に立つて、委員長の今後の大成のためにも、ぜひもう少し度胸をきめて、ほんとうに譲れないことはお互いにあるのだから、そういうことはしようがないが、大ていのは、もうそれが済んだ瞬間から釈然としてやらなければならぬ。私は、どうも理事のお互いの間でパイプの通じが悪いのじゃない

か、もちろんけんかもあるが、今度はあらためて委員会が開かれる場合には、ちゃんと大体の手順が両方の頭の中に入つておつて、そうして始まるなら始まる、こういうことは御協力願ひたいと思ふ。

最後に、けさの日本経済新聞を見ると、鹿児島県の知事長が「桜島の噴煙と暮らす」と題して書いています。鹿児島で、目の前でどんだん爆発して県民が困つてゐる。東京であるといふところの内から中野、高円寺くらいのとこに桜島があつて、どんだん噴煙を吐いてゐる。落岩を吐いてゐる、もしこの近くにあつたら、中央気象台も国会も黙つておられない、もっと適切に処置していくだろう。これと同じだといふことは言わないが、民主主義といふものがいいかげんにぼやけて、言葉だけの民主主義になつて、これが知らぬ間に民主主義の一番大事な国会法をあえて破るような、こういう法律を無視した議事運営をなされると、民主主義に大きな穴があいてくる、こういう言ひ方もあるけれども、簡単にすけれども、そういう点も含めていただいて、一つ委員長の大成のために、私も内閣委員会の一人として、大へんぶざまなことで遺憾ですけれども、一応私の苦言並びに今後の意見を申し上げて終わりたいと思ふ。

○小橋治和君 もう私は何も言いたくないが、先ほど伊藤理事から私の名前をあげたところがありましたので、私も一言釈明いたさなければならぬと思つておきます。

まず、一日に総理を呼んで質問をするといふことが三十一日に開く前提であり、条件であるといふことを言われましたが、それは、その当時における理事会の実際を見ますと、条件とか前提とかといふものではなくて、やはり三十一日には開く、ただ、そこで社会党としては、一日に総理を呼んで質問したいという強い希望があつたといふことは認めます。でありますから、私もそれといたしましては、その社会党の強い希望というものを満たさせるべく、本部の方、あるいは党幹部の方を駆けずり回つておつたのであります。結局、翌朝までかかつたわけですが、いまして、外出云々といふことは、その相談すべき当事者が外におれば、それらにも追いつけて行つても話をしなければならぬわけですから、私どももいたしましては、努力しても、どうしても翌朝一日に総理をここに呼んでやるというところはできないという結論になりましたので、朝この結論を得次第、直ちに社会党の面理事に報告に行つたわけでございます。その間委員会が開かれる云々といふことに対しては、私の関知するところではなかつたわけでありまして、そういう意味において、とにかく私の名前を指摘されて言われたその面につきましては、私はつきり釈明いたしておきたいと思ひます。しかし、いろいろ面理事の間、あるいはいろいろな運営の面において、こういう国民に対して不手ざわの点も出て参りました点につきましてもは、お互いに反省すべきであるという気持ちにおいては、私も十分に反省いたさなければならぬといふふうに思つておきます。

○横川正市君 建設省設置法の改正案のそれぞれの部局の仕事の一部の問題

として、首都圏整備法の中に、工業用地取得に関する制限に関する法律で、既成市街地における工業等の制限に関する法律があります。これと都条例の公害条例、それから厚生省の環境衛生、今度局に昇格いたしました、公害関係に関連をして御質問いたしたいと思ひます。

先般、私、大臣に、首都圏整備法による委員会の委員長の立場で、大切な整備法に基づいての行政をいろいろ議論をされているメンバーについて御質問したのでありますが、ここにはあなたが委員長で、金子源一郎、友末洋治、工藤昭四郎、島田孝一という諸氏が参画をいたしておる。実はこの人たちの首都圏整備法に基づく委員会の委員としての適否については、委員の名前だけではわかりませんので、大体どういう経歴を持ち、あるいはどういう目的をもってこれらの人たちが選ばれたのか、その点からお伺いいたしたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 今お尋ねの点につきまして、要領をお答え申し上げます。金子源一郎氏は、土木関係のいわば権威者と申しますか、かつて東京府の土木部長等をやつて、土木関係につきましてもは相当深い経験と知識を持った人でございます。それから友末氏は、かねがね首都圏地域のいわゆる都市計画等に深い関心を持っておつた人であり、また、その首都圏地域内のかつては知事をしておつたという関係から、首都圏整備法については、相当の学識と経験を持った人である。工藤昭四郎氏は、経済関係についての深い経験の持主でありまして、首都圏整備事

業を進めて参りますのには、やはり経済的な面からも相当の知識を織り込む必要があるということから工藤氏は委員になつておると思ひます。もう一人、早稲田大学の島田氏は交通学の権威でございます。交通状態について、非常な困難な状態にあります。既成市街地の問題、首都圏全体の整備に關連いたしまして、その知識を大いに活用していただきたい、こういうような意味でそれぞれ首都圏整備委員会の委員になつておられる人であると思ひます。

○横川正市君 それぞれ選ばれたその立場から説明をすればその程度の説明だと思つておられます。ただ、最近新聞で報道されるところによりますと、首都圏整備法に基づいて、都ないし国で仕事を推進するのには、人的な問題か、あるいは予算的な問題か、あるいはその他いろいろな思ひや問題が起つてくるのか、何にいたしまして、その整備委員会の進捗状況と、整備をしなければならぬ問題とのバランスがとれておらない。これではいかぬから、首都圏整備法についての将来起つてくる困難さを予想すれば、改組等も必要なのではないか、こういう意見が出ておるわけでありまして、私は、建設大臣を委員長とする委員会のほかに、審議会があつて、審議会では各省の次官等も入つておるようでありまして、その相関関係の上に立つてものを考えたときに、第一には、各省の次官、あるいは学識経験者が入つておる審議会と、それからその上に立つておる頭脳的な役割をする委員会との間に、今いわれておるような不備な点というものをどういふふうに認めておるか、それが

一般には整備のされない、非常に遅々として進まない行政上の問題として現れてきておるわけですから、それを大臣としてはどういふふうにとらえて、現在もし改組するとするならば、改組する理由というものがあつたと思ひます。それから、それを改組しないならば、現行でいつてやれるという自信があるか、その両面から、改組側に立つのか、あるいは現行に立つのか、そのいずれかに立つても、なおかつ両者の考え方についてどう考えておるか、この点を一つこの際ですから、聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘のよう、首都圏整備委員会がいろいろな首都圏整備に關する企画をいたしまして、それがなめらかに実行に移されていらないではないかという点でございますが、これは確かに私も自身もそういう傾向を痛感いたしておるわけでございます。ただ、首都圏整備委員会という行政委員会が、もつと実施能力をみずから持つたらどうかという説も世間にございます。しかしながら、たとえは既成市街地及び道路の整備等から見ますと、かりに首都圏整備委員会がそういう事業機構を持ちまして、現在の東京都、あるいは近隣の府県のような実力はなかなか持てないものでありまして、現在のうちに、やはり首都圏整備委員会が各関連行政機関と連携をいたしまして企画、立案をいたし、その実行をそれぞれの機関に担当してもらつておることの方が、大體の考え方としては適當ではないかと思ひますが、しかし、現実にはわれわれとしましては、相当首都圏整備委員会の機構なり権限等につきましては、検

討を要する点があると思ひます。現在いろいろな角度から検討をいたしておるような次第でございます。そのうち私も特に痛感いたしておりますのは、首都圏の事業の一つとして東京周辺に衛星都市の建設をして、既成市街地に対する過度の人口集中を排除していかうという作業をやつておるわけでありまして、この衛星都市の建設につきましては、確かに地域指定をし、いろいろな措置を講じましたから、それをほんとうに生んだ子を育て上げるだけの力を首都圏に持たして、もう一方が衛星都市の完成が早くできるのではなからうか。ロンドン周辺のニュー・タウンを見ましても、労働党内閣のころに手をつけましてから今日相当程度までできるのに約十五年かかっております。日本の場合は、そんなゆるゆるなことを言つておられませんか、もつと早くせねばならない現状にあるわけでございますが、地域を指定しまして、所在の府県、府県というよりも、市町村等にその育成をゆだねるということでは、どうも期待通りの速度でいきかねる傾向が非常にありますので、私もこの点については、特に首都圏の機構なり内容の検討については、力を注いで研究を急速にまじめ上げてみたい、こういうふうに目下のところ考へておる段階でございます。

いかに思ふのです。で、最近はおリンピック道路の建設工事が進んでおりまして、私の居住地では七号線道路ですが、これが実施計画になつておりますけれども、飛び石伝いで、いつ実施するものとも思ひやない。それから補償費は、告示等の方法で、何か代表者に秘密裏に補償の内示がある。ところが、補償は即その人の次の生活権の問題につながるわけですね、居住がえをするとか、あるいは商売をどうするか、そういう場合、地域の人は、自分の利益になることだけは知らせるけれども、他の人の利益まで考へて行動しないということから、非常に問題があるように見られておる。

それからもう一つは、道路建設については、少なくとも公共の用に通ずる道路が遮断をされて、非常に不便になるといふ点についての計画、実行も、これも実は十分ではない。今までは、まあゴー・ストップでもつて通れたのだが、今度は立体道路が入るために遮断されてしまふ。そうすると非常な遠回りをする。そこへまたまた幼稚園があつたり、身体障害者が通り道であつたという場合、簡単な地下道を掘つてやるというふうなその方法は、これは私は経済的に見ても、あれだけのことをやるのですから、大したことはないと思ひますが、あまりはかられていない。だから実際に土地の人が早く補償をもらつて、早くその第二の生活の道を立てたいと思つておつても、それが機構上ではおそろしく動いておるのではありませんが、住民との折衝面であつておらない、こういう点があるように思ふ。それから今言つた通りに、道路の通行上不備が出てきておると

○横川正市君 今のは断片的に私もは東京都に住んでおる者として感ずる諸点であつて、ただ、私はそれらが強い行政力、それから政治力で、少なくとも一般市民の利益を損しないような方法で成長するかどうか、こういう問題で非常に大きな問題があるんじゃないかと思ひます。

いかに思ふのです。で、最近はおリンピック道路の建設工事が進んでおりまして、私の居住地では七号線道路ですが、これが実施計画になつておりますけれども、飛び石伝いで、いつ実施するものとも思ひやない。それから補償費は、告示等の方法で、何か代表者に秘密裏に補償の内示がある。ところが、補償は即その人の次の生活権の問題につながるわけですね、居住がえをするとか、あるいは商売をどうするか、そういう場合、地域の人は、自分の利益になることだけは知らせるけれども、他の人の利益まで考へて行動しないということから、非常に問題があるように見られておる。

それからもう一つは、道路建設については、少なくとも公共の用に通ずる道路が遮断をされて、非常に不便になるといふ点についての計画、実行も、これも実は十分ではない。今までは、まあゴー・ストップでもつて通れたのだが、今度は立体道路が入るために遮断されてしまふ。そうすると非常な遠回りをする。そこへまたまた幼稚園があつたり、身体障害者が通り道であつたという場合、簡単な地下道を掘つてやるというふうなその方法は、これは私は経済的に見ても、あれだけのことをやるのですから、大したことはないと思ひますが、あまりはかられていない。だから実際に土地の人が早く補償をもらつて、早くその第二の生活の道を立てたいと思つておつても、それが機構上ではおそろしく動いておるのではありませんが、住民との折衝面であつておらない、こういう点があるように思ふ。それから今言つた通りに、道路の通行上不備が出てきておると

いかに思ふのです。で、最近はおリンピック道路の建設工事が進んでおりまして、私の居住地では七号線道路ですが、これが実施計画になつておりますけれども、飛び石伝いで、いつ実施するものとも思ひやない。それから補償費は、告示等の方法で、何か代表者に秘密裏に補償の内示がある。ところが、補償は即その人の次の生活権の問題につながるわけですね、居住がえをするとか、あるいは商売をどうするか、そういう場合、地域の人は、自分の利益になることだけは知らせるけれども、他の人の利益まで考へて行動しないということから、非常に問題があるように見られておる。

いかに思ふのです。で、最近はおリンピック道路の建設工事が進んでおりまして、私の居住地では七号線道路ですが、これが実施計画になつておりますけれども、飛び石伝いで、いつ実施するものとも思ひやない。それから補償費は、告示等の方法で、何か代表者に秘密裏に補償の内示がある。ところが、補償は即その人の次の生活権の問題につながるわけですね、居住がえをするとか、あるいは商売をどうするか、そういう場合、地域の人は、自分の利益になることだけは知らせるけれども、他の人の利益まで考へて行動しないということから、非常に問題があるように見られておる。

それからもう一つは、道路建設については、少なくとも公共の用に通ずる道路が遮断をされて、非常に不便になるといふ点についての計画、実行も、これも実は十分ではない。今までは、まあゴー・ストップでもつて通れたのだが、今度は立体道路が入るために遮断されてしまふ。そうすると非常な遠回りをする。そこへまたまた幼稚園があつたり、身体障害者が通り道であつたという場合、簡単な地下道を掘つてやるというふうなその方法は、これは私は経済的に見ても、あれだけのことをやるのですから、大したことはないと思ひますが、あまりはかられていない。だから実際に土地の人が早く補償をもらつて、早くその第二の生活の道を立てたいと思つておつても、それが機構上ではおそろしく動いておるのではありませんが、住民との折衝面であつておらない、こういう点があるように思ふ。それから今言つた通りに、道路の通行上不備が出てきておると

いかに思ふのです。で、最近はおリンピック道路の建設工事が進んでおりまして、私の居住地では七号線道路ですが、これが実施計画になつておりますけれども、飛び石伝いで、いつ実施するものとも思ひやない。それから補償費は、告示等の方法で、何か代表者に秘密裏に補償の内示がある。ところが、補償は即その人の次の生活権の問題につながるわけですね、居住がえをするとか、あるいは商売をどうするか、そういう場合、地域の人は、自分の利益になることだけは知らせるけれども、他の人の利益まで考へて行動しないということから、非常に問題があるように見られておる。

いうことなんで、これは全面的に四号、それから七号、実施計画に入つて着工しておる点では出ている点だと思ひますので、この点は多くは申しませんが、十分一つ注意をしてもいい。

それからもう一つは、金子さん、友末さん、工藤さん、島田さんと、こうあるわけですが、私は、知事を落選されたからどこかの場所へ持つていく、そのときに、たまたまそのことが学識経験となつた知事当時の経験が生かされて持つていく、こういうことはあり得ることですから、これは当然私は反対をしないのであります。ところが、だれかれという名前は指示いたしません、たまたま道路建設とか、あるいは工場誘致だとか、いろいろ首都圏整備に最も関係がある問題が出てくると、その自分の経験を生かして、公平に首都の整備に努力すべき立場を、一方の利益を保護するような格好で動かれるということになりますと、これは非常にこの人の持つておる権能からいって、発言力は多くなるわけですね。ために、反対側の人たちに大きなトラブルを起すこと、そうすると、その人が委員として適任か適任でないかという問題が今度はそこから派生的に出てくる、そういう点がありますので、委員だれかれとは指摘はいたしませんけれども、少なくとも今首都圏整備にかかつている各種の問題で、陳情も多いことでしょうし、あるいはまた利益の誘導もあることでしょうが、この点は委員長として十分一つ管理監督して運営していてもいい、こう思ひわけでありまして、この点について一つ御所信を承りたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) まず後段の点についてお答えをいたしますが、いろいろ御注意をいたしましたが、ありとろございまして。委員の人たちは、あくまでも公正に職務を遂行すべきでありますことは、首都圏整備法にも明らかに明記されておるところでございますから、私もとしましては、御指摘のような点につきましては特段の注意をいたしまして、遺憾の点のないように最善を尽くしていきたいと思ひます。もし事実芳しからぬことがあれば、それはそれとして善処をいたしたいと思ひます。

前段の問題につきましては、答弁をしいて御要求をいたしませんでしたが、一言触れておきますけれども、実は東京都が実施いたしておりますオリンピック関連の道路、街路等につきましては、私も東京都でも、一生懸命やっておりますが、なかなか進行いたさない状況に見受けられますので、私が就任いたしましたしてからいろいろ相談をいたし、大体建設省の計画局がインシアチブをとりまして、東京都あるいは公団等、関係の機関で協議会を持ちまして、今ちようどお話がありましたようないろいろな具体的な事例、現状等をみんなできるだけ探し求めて、それでそこで率直に持ち寄つて、一つ一つ気のついたところは全部解決をしていくといふような道を講じておるわけでございます。同時に、東京都も従来のような方式ではとても使命の達成が困難だろうから、何か工夫をこらす必要があるといふことで、道路建設本部を作りまして、専門に本部長が道路建設に専念する。それから建設事務所等も、従来の普通の事務所だけでなく、特設事務所

を数カ所設けまして、それぞれ区域担当を作つて、さらにその上に事業実施のスケジュールがありまじやんとやはり事柄はズレがちでございますから、スケジュールを定めて、そのスケジュールをそれぞれの特設事務所におろしまして、そしてそれを厳守して地元民との話し合いも円満にやりつつ、完全に目的を果たし得るようには進めておるような次第でございます。お気づきの点は一つ今後ともいろいろ御注意をいたしまして、われわれどもも気のついた点はさつぱらんに持ち寄つて、そこで討議をいたしまして、解決のできることは片づから解決して、そしてオリンピックという期限のある目的に沿はせるようにして参りたいといふことでやつておる次第でございます。

○横川正市君 まあ今の答弁で、おそらくそういう機構ができたのなら、少なくとも現地ではどういふ要望を持つておるかを吸い上げる、そういう方法というものをぜひ一つ有効に活用していただきたいと思ひます。

それからもう一つは、先般飛行機で住宅探しをやられたようで、もちろんこれは東京都を中心とした住宅探しではなくて、周辺の近県を含めてやられたのでありますから、全体としては、私は、これはどういふ結果になつたかを知ることも必要ですが、今回はまあ必要はありませんが、東京都の風致、それから緑地、それから商店街、住宅街、工業用地、準工業用地、いわゆるこの地目の決定を、これを昭和二十五、六年ころですかね、四、五年ころか実施をしたとき、整然とした行政上の区画規定というものがやられておらない。その間に、東京都の場合にはマンモスのように人口がふくれ上がった。そうなりますと、風致地区も緑地地帯も、もうあつたものでなし。それからもちろん工業とか準工業とか、そういうものも無視されている。それで先般質問の中にありましたように、それは建築基準法の違反事件として指摘をされなければならぬ問題だと思ひますけれども、これはまあ放任をされている。その結果、今私どもは、東京都の中のあらゆる地域に、商業地区と工業地区の混同、それから住宅地区と準工業地区との混同、あるいはまたこれらと文教地区との混同、もう異常な錯綜したいわゆる伸び方というものをやつておるわけですね。そこで私は、少なくとも東京都の、今七号線ぐらいが中心になりますか、それよりもっと発展していつておると思ひますけれども、もっとワクを広げた地域に地目の決定を早急に編成をせよといふ、こういうことが必要ではないかと思ひます。おるのでありますけれども、この点について一つ大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(中村梅吉君) 実はこの地域指定の改善につきましては、東京都と相談をいたしまして研究を進めておる段階でございます。本来これは東京都が発動しまして、そして都市計画委員会に付して建設省が指定をする、こゝういふ手順になつておりますので、現状は確かに今御指摘のように、非常に幅濫をしており、また、現実に沿わないう面が非常に多い。それから緑地地域にいたしまして、ほつておきまして、かえつてそのために道路のないところに家がどしどしできていくという傾向がありますので、この地域をいろいろ研究をして整備をして、考え方をしましては、いわゆる選定地域と申しますか、区画整理を条件に地域変更をしていく、できるだけ区画整理を先行させるようにいたしまして、それから住宅地として開発をされるような進め方をいたしませんといふ結果が生まれるので、そのような角度から、実は東京都を中心に研究をいたしまして、できるだけ近く成案を得て、今の混乱をいたしております地域指定の状態を是正したいといふ、こゝろ思つておるような次第でございます。

○横川正市君 その整理が非常におくれておる関係で、たまたまこの工場関係の制限に関する法律と関連して問題が起きておるわけで、その具体的な問題に入りたいと思ひます。その法律によれば、先般工場公署関係で厚生大臣とやつたわけでありまじやんけれども、牛乳屋とか氷屋、アイスクリーム、食品関係、新聞とか印刷加工、出版、製本、これと同じようになまコンクリート工場の工場建設についての制限除外、これが出ておるわけでありまして、そうすると、なまコンクリートの工場は、御案内のように、この法律のできたころには、私は、まだ小型なかわめて小規模のものであつたと思ひますのであります。ところが、今は建設されるなまコンクリート工場というのは、まず第一にコンクリート・ミキサーといふ大きなトラックが動き、それから砂利トラが動く、さらに工場の規模も大きくなる、使用量のセメントも多量にな

る、そういうことから周辺の住宅、商店街、あるいは文教関係の施設に大きな被害を及ぼす、こういうまあ工場規模に変わってきているわけですね。その工場規模が年月を経るごとに変わってきているんだが、今の錯綜された区画の変更がされておられない状態の中で、依然として準工業地帯というような格好で住宅街に取り残されたところに、これは準工業地域だからといって合法的に工場の建設が行なわれる、そういうことで地域の住民の猛烈な反対が起

は非常に疑問があると思うのであります。その点で一つお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 今のなまコンクリートの問題は、実際問題として交通の面から申しまして、非常に交通の輻輳したところを大きなミキサーのトラックがひんばんに通るといふようなことで、一部非難も受けておりますし、私どもも実際考慮を要する事柄であると思つてゐるのであります。ただ、最近とみにコンクリート高層建築が非常に盛んになっておりますので、それらの地域が主として余裕地のない、また、そのまん中でやられても困る場所等でございます。ミキサーの運送といふこともやむを得ない状態なのでございまして、はたしてこれを一体交通の輻輳する時間に、何らの制限なしに運行していいのかどうかという問題、それから場所につきましても、これはどうしてもそういう意味から既成市街地内に許さなければならぬことであると思つてゐる。芝浦の埋立地のまだあいてゐる所を使ひますとか、他に弊害のないような所を選ばふかして、あまりどこでも無条件にこれがいいという除外の中に入つてゐることがいいのかどうか、この点につきましても十分一研究をいたしたい、二つの面から研究をして参りたい、こう思つてゐる次第でございます。御注意の次第もございまして、急速に一つ成案を得るようになつてゐると思ひます。

○横川正市君 先般建設省から、道路の通行に対して大型車の制限に対する省令ですか、これが出されるというところで、おそろく国会が終わつてから一

カ月ぐらいの間に成案を得て実施されるのではないかと一記事を見たわけですが、この状況を調べてみますと、コンクリート・ミキサー、それから砂利トラの一日の運行台数が約千五百台、昼夜を分かつたこれは運行されたいふような規模のようです。私はまあそういう点から見て、できれば一つ大臣のおっしゃつたように、さしずめ省令か、あるいは大臣の何らかの制限できるような方法といふ事か、そういうことで具体的に事実行をしてみたいと思ひます。何か具体的に今検討してゐるというところではあります。当面いろいろ問題が起つてゐるわけでありまして、そこで何か具体的な方法をとれるかどうか、この点一つお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 車両制限は、政令で建設省として制定をいたしたいといふことで大体の準備を進めまして、同時に、これは運輸省の關係で免許の権能を運輸省は持つておりますから、運輸省と十分協議を要する事項でございますので、目下協議を進めておる段階でございます。近く結論を得ることができると思ひます。

○横川正市君 今なまコンクリートの工場建設について、東京都内のあちこちに紛争があるわけですね。ですから、その紛争が起つてゐる、まだ建築にはかかつておりません。建築許可をい

たかだかという程度のもので、許可ももたらつておられない、そういう事態が随所に起つてゐるわけですね。ですから、これは野放しの現行法律を合法としてその起工承認してゐるわけですが、やられると地域住民に相当迷惑をかけるので、大臣の方から、これについてはしばらく実施を見合わせるように、そういう地域住民のそういう不満がない状態で工場が建築できるように指図がいたただけは非常に幸ひだと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) さつそく東京都の首都圏整備委員会の方と話し合ひまして、御指摘の趣旨をよく申し伝えて、とにかく円満にいかなければならぬ問題でありますから、よく話し

たいと思ひます。

○横川正市君 その結果を非常に私は期待をいたしております。きょうは具体的な問題等をあけて、名前もあけていろいろ論議いたしたいと思つたのであります。先ほど言ひましたように、委員も関係し、それから地域の農地委員会も関係し、それから政治的には、きわめていかにわしい金銭問題も介入し、いろいろ問題が起つてゐる、こゝで暴論的なことを言うのは私は好みませんから、非常に抽象的な論議をいたしましたけれども、意のあるところをくんでいただかして、具体的にやつて

いたしたいと思ひます。その点お願いいたします。質問を終わりたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 建設省の設置法で局が一つふえるわけでありまして。昨年は設置法はだいたくさん出ましたけれども、審議会、調査会、こういう設置法でありました。局をふやすというものはどうもなかつたのであります。本年は審議会はうんと減りまして、そしてこの局を作ることが出て参りました。今度局を作りますのは四つであるわけですね。建設省は今の建設局と、厚生省は通りました。環境衛生部というものを環境衛生局にする、労働省は職業訓練部を職業訓練局にする、大蔵省が主税局を、主税局、関税局にする、四つ局ができるのです。そのほかに外

○横川正市君 建設省の設置法で局が一つふえるわけでありまして。昨年は設置法はだいたくさん出ましたけれども、審議会、調査会、こういう設置法でありました。局をふやすというものはどうもなかつたのであります。本年は審議会はうんと減りまして、そしてこの局を作ることが出て参りました。今度局を作りますのは四つであるわけですね。建設省は今の建設局と、厚生省は通りました。環境衛生部というものを環境衛生局にする、労働省は職業訓練部を職業訓練局にする、大蔵省が主税局を、主税局、関税局にする、四つ局ができるのです。そのほかに外

○横川正市君 建設省の設置法で局が一つふえるわけでありまして。昨年は設置法はだいたくさん出ましたけれども、審議会、調査会、こういう設置法でありました。局をふやすというものはどうもなかつたのであります。本年は審議会はうんと減りまして、そしてこの局を作ることが出て参りました。今度局を作りますのは四つであるわけですね。建設省は今の建設局と、厚生省は通りました。環境衛生部というものを環境衛生局にする、労働省は職業訓練部を職業訓練局にする、大蔵省が主税局を、主税局、関税局にする、四つ局ができるのです。そのほかに外

○横川正市君 建設省の設置法で局が一つふえるわけでありまして。昨年は設置法はだいたくさん出ましたけれども、審議会、調査会、こういう設置法でありました。局をふやすというものはどうもなかつたのであります。本年は審議会はうんと減りまして、そしてこの局を作ることが出て参りました。今度局を作りますのは四つであるわけですね。建設省は今の建設局と、厚生省は通りました。環境衛生部というものを環境衛生局にする、労働省は職業訓練部を職業訓練局にする、大蔵省が主税局を、主税局、関税局にする、四つ局ができるのです。そのほかに外

○横川正市君 建設省の設置法で局が一つふえるわけでありまして。昨年は設置法はだいたくさん出ましたけれども、審議会、調査会、こういう設置法でありました。局をふやすというものはどうもなかつたのであります。本年は審議会はうんと減りまして、そしてこの局を作ることが出て参りました。今度局を作りますのは四つであるわけですね。建設省は今の建設局と、厚生省は通りました。環境衛生部というものを環境衛生局にする、労働省は職業訓練部を職業訓練局にする、大蔵省が主税局を、主税局、関税局にする、四つ局ができるのです。そのほかに外

務省の方で設置法が出ましたが、このときに中近東アフリカ部を作る。それから運輸省では名古屋にまた港灣建設部というのができます。海上保安庁が今度十管区——鹿児島管区、それからさらに農林省が今度中央農事試験場が一つあったのですが、これを五つにする。いずれも人間はほとんどふえなす。ですが、局は新しくできてくる、部ができるのは、どうも新しい行政組織におけることしの特色のように思ふのです。しかし、これは行政管理局の問題でありますので、一番問題を含んでおります農林省の中央農事試験場を五つ作るという場合に、行政管理局にきてもらって、昨年は一件もなかったのだが、その前の年も一件もないのだが、今回こういふふうな局をふやすという方針に変えた点について伺いたうと思つております。従来行政整理をやります場合に、人間は切れない、切りにくい。だから部を削って、局も削って人間も削るという方針できておられたように思ふのです。ところが、人間をふやさないで局だけふえてくるというのがことしの非常な特色のように思ふのです。これはどうも従来の政府のやり方等からいまして、相当問題があるというふうに感じてゐるわけですが、これはまあ行政管理局に何うことにいたしましたか、今度建設省で作りになります建設局、これは衆議院で計画局という名前前に修正になっておりますが、これは六課ができて、そうして九十八名、新しい増員は十名というところとあります。六課ができて、この六課のうちの新しくふえる課というのは一課しかない。すなわち、地域計

画課というのが新しくふえる。あとは官房にあるものを削つてきまして、大臣官房のところから引つぱつて削つてきてゐる。それから今あります計画局から一つ削つてきまして、その四つである。これは局ができて、庶務、関係がありますから、総務課を作らなければならぬ、これは当然であります。要するに、新しくふえるのは地域計画課、これが一つふえるだけ、そして人間は十名ふえるだけ、そして非常に困難であるといわれておりました局がここに一つ誕生するわけなんです。これをどういふふうな考へていらっしゃるんですか。局を新しく作るというのには非常にむずかしいと私は理解しておるのです。従つて、過去ずっとできなかった。今年になりましてから四局できるわけですが、いずれにしても、課は一つしかふえない、あとは従来ある課を削つて引つぱつてくる。そして人間は十人、それで新しく局が誕生するといふことについてどういふふうな考へていらっしゃるか、一つ大臣に承りたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は建設省としましては、御承知の通り、各局の配列が従来統制の局になつておりました、全体を総合するような部局がなかったわけでございます。ことに最近国土総合開発、あるいは地域開発等の重要性が高まつて参りました、国土総合開発の業務自体の中心は経済企画庁が持つておるわけでございますが、そこにはその手足になつて実務をやります機関がございせんので、建設省に委託調査等を行なわれるものが非常に多いわけでございます。これらを総合的に調査立案することも建設省の使

命として非常に大事でございますので、今回、当初原案としましては建設局、衆議院で修正されました計画局といふことになりましたが、こゝういふ局を作りまして、それに合わせて仕事の再配分を行ないまして、また、従来官房とかほかの局にありました仕事で、やはり衆議院で修正されました計画局に移すべき性質のものをごに統合いたしまして、そうして新局を設置することが建設省としての業務運行上必要であるという観点からこの局の設置を実はお願いいたしておるような次第でございます。なるほど中身としましては、他の局から仕事を再配分によりまして集めたものが多いのでございすが、今後新局ができましたら、今申し上げましたような角度で、総合計画及び長期計画の調査、立案、国土計画あるいは地方計画、こゝういふようなことを中心に、それに関連をいたしました建設省でありますとか、いろいろな部門のことをまとめてこゝで推進をして参るようになつてほしい、かような角度から、建設省としましては、どうしてかような新局の設置の必要性を痛感いたしましてお願いをいたしておるような次第でございます。

○國務大臣(中村梅吉君) 官房から三課、四十五名、それから計画局から一課二十五名、これは従来をこゝでやつておるわけですね。そして新しくできる課は一課しかない。それは地域計画課である。これは官房でやれないのかどうか。一課ふえるだけありますから、人間は十名ふえるだけありますから、官房でやれないかどううかという点を一つ伺いたいと思ひます。

○國務大臣(中村梅吉君) 実は、官房でやるという事は、仕事の性質上非常に無理があると思ふのであります。今御指摘のように、建設省は小課主義をとつてゐる、確かにそうでございますが、非常に事業部門が多いわけですが、官房の仕事を文書とか人事管理、会計、こゝういふことが大体中心であるべき性質のもので、事業的なものはむしろそゝういふ業務を総括する部局があつてしかるべきだ、今度官房の中にあつたのは不合理なんで、今度できます新局にこれらをしていくといふことが適當であらう、実は私もそのような角度で考へてゐるようなわけでございます。今度の新局につきましては、極力長期計画、あるいは総合計画、地方計画、こゝういふようなこと、また建設省全体の業務を推進する上に関連のある総合的な仕事をこの計画局で進めて参りたい、かように考へてゐるわけでございます。

○國務大臣(中村梅吉君) 今度の局を作りますのを見てみまして私の感じますのは、官房が分かれて、そして官房と総務局に該当するものができたという印象を受けるわけですね。総務局といふのは、長いこと政府としては作らないといふ方針のように私はずっと受け取つてゐるわけですね。ですから総務局では

○政府委員（鬼丸勝之君）　ただいま大臣からお答え申し上げました通りでございます。決して官房で本来やるような調整の仕事を新局がやるものでは

○国務大臣(中村梅吉君) 実は六つ作ろうとしております中の課をごらんいただきましても御理解を願えると思うのですが、総合計画課、地域計画課あるいは調査統計課というようなものも、河川とか住宅とかいう部門別の調査だけではなしに、やはり建設行政全般についての調査統計、あるいは建設業に関する指導育成、海外協力、こういうようなことは、大體中心的には国土総合計画及び地域計画が中心でございますが、建設省の業務の非常に基本になります諸問題を扱いますので、そういったような部門の課を他局から移して仕事の再分配をいたしたい。従いまして、たとえば建設業課にいたしましても、従来官房にありましたものよ

か、その点を一つ伺いたい。名前が交わっただけなんですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は御承知の通り、従来計画局がございまして、計画局の使命は、本来都市計画局で、その中にまあ置き場所がないものですから、総合計画課というものがぼつんと入っておったわけであります。これが別に出ますと、計画局は純然たる都市の問題のみになりますから都市局にしたいということになったのでありますが、しかしながら、今ある計画局へまた計画局を提案するということは、何となく名称が同じでおかしいではないかというようなことで、立案段階におきましても、建政局の仕事というものは、大体計画的な仕事が中心でございま

ことになったのですが、建設局で原案提案をいたしましたところ、中身は少しも変化はないわけでございます。

○鶴岡哲夫君　そうしますと、新しくできます計画局というのは、建設省の中にあります局の中の右の方に位する局になる、あるいは何と申しますか、各局と関連をする関係においては、上の方の局になるのだというお考えなのですか。

それともう一つ、大蔵大臣が見えておりますので、総務長官も見えておりますね、ですから、もう二つくらい伺って、一ぺんに一つ答弁していただきます。今度地方建設局に用地部ができますね。関東と、それから近畿、この二つの地建に用地部ができます

新設願うことにいたしましたのでござい
ますが、最近建設工事というものが非常
に機械化され、能率化されて参りました
ので、建設業務のうちで、用地の取
得ということは非常に大きな幅を占め
てきつてありますことは御承知の通り
でございします。まず用地が取得できれ
ば、工事はそうむずかしくないという
ような今日の機械化された建設の進歩
が見られますので、さような角度か
ら、特にこの用地関係の困難な東京
都、大阪には、さしあたり一つ用地部
を設けていただきたいということでお
願いいたしましたような次第でござい
ます。

また、今後他の地建に用地部を置
くかどうかというお尋ねでございま

したが、これらにつきましては、やはり東京、大阪に類する必要度の問題で今後検討をして参りたいと思ひます。それから用地部と企画室とは一緒に性質のものだということをごさいますしたが、用地取得の用地部の作業と企画室とは、ちよつと仕事の内容が違ひますので、合流するということとはむずかしいから、こう考へておきます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ。他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。村山君から、委員長の手元に修正案が提出されております。本修正の御意見は討論中にお述べを願ひます。なお、御意見のおありの方は、原案並びに修正案に対する賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○村山道雄君 私は、自由民主党を代表いたしました。本案に賛成するものであります。この際、次の修正案を提出したいと存じます。

建設省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
建設省設置法の一部を改正する法律案の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。
附則 附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由は、衆議院送付の原案によりますると、昭和三十六年六月一日を施行日としてゐる部分がありますので、これを「公布の日から施行する。」というふうに修正する必要があるからでございします。

○委員長(吉江勝保君) 他に御意見もありませんから、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

それではこれより建設省設置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。討論中にありました村山君提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございます。よつて村山君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて修正すべきものと議決せられました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

○委員長(吉江勝保君) 次に、恩給法等の一部を改正する法律案、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

政府側出席の方は、水田大蔵大臣、藤枝総理府総務長官、佐藤総務副長官、八巻恩給局長、船後主計局給与課長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。

○山本伊三郎君 それじゃ大蔵大臣が時間が非常に忙しいようでございますので、最初に大蔵大臣にお伺ひいたします。

恩給並びに共済組合という、そういう公務員に対する年金の關係の基本的な問題で政府の見解を聞いておきたい。累年この恩給の問題がいろいろ問題になるのですが、三十六年度予算ではすでに恩給費が一千五十億という多額に上つてきておるのです。しかし、それにはそれだけの理由があると思ひますが、政府としては、恩給の考え方ですね、現在の公務員關係について、国家公務員共済組合法によつて、いわゆる年金制の考え方に変わってきておるのです。恩給は、現在おる人でないのですから、そういうことには政府はどらう基本的な考えを

持つておるか。今度の恩給法の改正によつても、相当また経費が上がつてくると思ふのですが、政府の中でも、いろいろこの恩給に対して議論があると思ひますが、政府は、今後恩給費の増高傾向、そういうものについてどういふ見通しを持つておられるか。また、それに対してどういふ考え方があるかということ、これを一つ財政当局としての大蔵大臣の見解を聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 国家公務員につきましましては、御指摘の通り、恩給法を共済年金に切りかえておりますので、この面から現在の恩給が将来増額されることはございせんし、今ある恩給は、将来ふえる制度ではございせんので、年々人が死亡するに従つて恩給は減つていくということでございます。将来恩給がふえるというふうな事態は出てきませんので、結局従来の恩給はそのまま継続していくよりほか仕方がないと思つております。

○山本伊三郎君 ちよつと僕の質問が具体性を欠いたので答弁がされておるのですが、もちろん対象人員はふえることではないと思ひますが、だんだんこれはなくなつていくのですから、ただ、やはり今後恩給についての各方面からのいろいろな要求があつて、恩給の増額の問題も相当出てくると思ひますから、そういうものも勘案して、国の恩給に対する負担費用というものは少なく

なつていくのだ、こういう財政当局の見解であるかどうか、一つその点を。○國務大臣(水田三喜男君) そういうものを勘案しても、今後恩給はふえないようにしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 まあもろんだ大蔵大臣としてはさう言わざるを得ないと思ひます。

うのですが、しかし、したいと思ひけれども、現実にはやはり現在の恩給關係の事情は、いわゆる合理的にしないくちやならぬという考え方が各方面にあることは御存じだと思ひます。現在の支給の金額においては、不公平で不均衡であるという声もあるんです。そういうものはいわゆる今後増高しないという考え方は、そういうことも考へておらないんだ、従つて、今後そういう増額とかさういふものを大蔵当局としては考へておらないんだ、こういう意味にとつていいのだから、その点を一つ。

○國務大臣(水田三喜男君) 今までの恩給にいろいろ不均衡な点があるというところで、私も是正を必要と認めましたが、その是正の場合でも、恩給金額のピークが重なるような方向の是正はやらなくて、前年よりも漸減していくときに、それに合わせて一つ一つ解決していくという方法を講じて現にきておりますので、将来不均衡は正しく、まあ一応ところで私どもはもう落ちついてゐるものと思ひますが、そういう事態があつても、恩給額をふやすというふうなことを避ける改正をするというところは、あるいはあります。得るかもしれませんが、恩給の総額を今後ふやしていくというふうな措置だけはとりたくないと思つております。

○山本伊三郎君 三十五年度から三十六年度に、大體私が調べると、まあ十億程度ふえておると思ひます。まあこれは今度の改正案が盛られたんじゃないかと思ひますが、これはまあ軍人恩給とか、いろいろ問題はありますが、あるが、やはり個々に当たつてい

くとは正せざるを得ない面が出てくる
と。思ふ。というの、非常に複雑な要
素を歴史的に持つておるから、一方を
考へると、一方がまた問題であるとい
うことが出てくるので、私はさうい
うや複雑な質問をしておるのですが、
基本的には今後恩給費の増高というこ
とは考へない。しかし、その間におい
て不均衡があれば、その範囲において
考へていく、さういふわゆるあなた
の答弁であると受け取つていいです
か。もう一ぺんその点。

○国務大臣(水田三喜男君) そうで
ございます。

○山本伊三郎君 次に、これはあなた
のときの問題ではないんです。前の佐
藤大蔵大臣のときの問題で、現在施行
されておる国家公務員共済組合法の関
係で、一昨年の十月だと思ひますが、
この国家公務員共済組合の年金制が改
正されたときに、負担金の問題で、実
は前の佐藤大蔵大臣と、まあ約束とい
うわけじゃないが、答弁の中で言われ
ておるんですが、千分の四十四の負担
額は多い、従つて、この年度末——と
いうのは三十五年の一年前のこと
なんです。それで昨年の国会は安保の
問題であつたので、最後の追及を
せずに今日になってきておるんです。
その際に、少なくとも三十四年度の末
にこの点を再検討して一応やる。負担
金を減額するか、さういふことは別
として、検討するといふことを言われ
ておつたんです。大蔵省としてさうい
う検討をされたかどうか、この点を一
つ聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 共済年金
法による掛金は、御承知のように、こ
れは保険計算によつて算定されてくる

率でございますので、計算上から出て
くる問題でございますから、さう簡単
に動かさない問題でございますが、事
務当局としては、新しい資料を集めて
今検討しておるということございま
す。

○山本伊三郎君 さういふ問題は、こ
れは事務当局に答弁を求めたいとい
ふんですが、実は前の佐藤大蔵大臣が私に
さういふ答弁があつたので、私はあな
たにまあ次の大蔵大臣として聞いてお
るんですが、大体まあ五年を期間とし
て再検討するということにまあなつて
いるんですが、特にあのとき問題が
あつたんです。問題があつたので、その
年度末、いわゆる三十五年の四月ごろ
に一応さういふ検討をして、さうして
まあ一応答弁といふんですが、報告をす
るといふまあ約束になつておつたので
すけれども、国会があつたような事情に
なつてしまつたので、これが実は跡始
末ができておらない。従つて、さうい
うことがあなたに引き継がれて、事務当
局で今やつておるというけれども、す
でに一年たつておる。だから何らかの
結論がなければいけません。さうい
うこととだといふことが出ておるかと
いふことは責任者である大臣に聞
いておるんです。従つて、事務当局も
おられますが、さういふ実は経過に
なつておる。これは議事録を見ても
らつてもわかると思ひます。その点ど
うなつておるのか。今検討してあるじ
やない、昨年の四月に大体さういふ検討
をして、答弁するといふんですが、報告
するといふことになつておるんです。
その経過がある。

○政府委員(船後正道君) 御指摘の問
題は、連合会の非現業関係の掛金率の

問題でございます。山本先生御指摘の
通り、この委員会でも問題となりまし
て、種々問題がございまして、保険
数理の問題といつたしまして大蔵省とし
ても検討したい、かようなことを
申し上げた経過がございまして、そこ
で、連合会におきまして、また、各
単位組合におきまして、私どもの方
におきまして、種々計算過程その他
の説明もいたしまして、各般の方々
に御検討願つたのでございまして、こ
れにつきましては、保険数理上の問題
として、たとえば農林省等におきまし
ては種々の御意見が出ておりますけ
れども、その御意見をそのまゝそつくり
採用いたしまして千分の四十四の算定
を改めるといふほどのものではない。
むしろ問題は、当時の計算は三十二
年度までの資料によつておりますが、そ
の後給与の改定がございまして、し
種々の客観情勢も変わつております
で、新しい資料を現在収集いたしてお
ります。この資料に基づきまして、三
十三年の十月以降に種々議論がなまし
た方法論等も取り入れまして、今度は
新しい掛金率を算定したい、かよ
うな計画でございまして。

○山本伊三郎君 その点は大蔵じゃこ
まかいことはわからないから、これは
後刻掘り下げてみたいと思ひます。こ
れについては相当問題を私は持つてい
るんですが、さういふ点はあとに譲り
ます。大臣さういふ関係になつてお
るということだけ頭のすみに入れてお
いてもらいたい。これは問題が相当将来
出ますから。

そこで一つ、これはまあ国家公
務員の共済組合法の場合にも、また別
にこの公企体職員等共済組合、これは

三公社の共済組合、これらに一括関係
があるんですが、これらを通じて政府
が当然責任を持つて支出しなければな
らぬ負担額といふものがあるんです。
さういふのは、普通の文官であつて長
くやつておつたが、さういふ趨勢に
なつてしまつて、それで共済に引き継
いだ。引き継いだけれども、前の文官
であつて、恩給を受ける権利を持つて
いる人が、それはそのまま国家公務員
の共済組合法なり、または公企体
職員等共済組合——三公社の共済組合
等に肩がわりしつた。ところが、国
家公務員の場合は使用者としての政府
であるから、その点ちよつとこの論理が
変わつておりますけれども、三公社の
場合は、これはもう別の公企体なん
だ、経済の独立をして、さうい
う場合でも政府はさういふ負担部分を全
然見ておらない。それで三公社にそれ
を負わしてしまつておる。これがこの
前、公企体職員等共済組合の論議のと
きに、吾孫子副総裁ですか、国鉄の副
総裁に聞いた場合に、さういふことを
してほしくないけれども、大蔵省は許さ
ないのだ、聞かないのだ。国鉄の経営者
から言つて、わずかまあ百億か足らず
であるけれども、負担は、非常に困つ
ておるけれども、政府は聞いてくれな
い、さういふ意味の答弁をしておる。
この点について大蔵省は、大蔵大臣は
どういふ考え方でおられるかどうか、
この点を一つこの機会にお聞かせ願
ひたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 公務員か
らたとえは公企体に移つたといふ
ときにさういふ問題がございまして
が、同時に、従来の恩給法が今の共済
年金法に切りかわつた現状において
も、この過去の恩給法分の積み立て不
足という問題は、一般公務員の方の共
済年金でも持つておられて、毎年不
足の積立金を補充していかねければな
らぬという問題がございまして、これ
がどれだけの金額になり、どれだけ補
充していかなければならぬかといふよ
うな問題は、ただいまずつと引き続
いて研究しておるときでございます。
で、いずれ将来はさういふ問題も解決
されなければならぬと思ひます。さう
いふ研究の実態がわかつてから、公務
員が他の企業に移つた場合に、これぐ
らいは持つてもいいとかいふ問題が將
来出ることがあるかもしれないといふ
ことは予想されますが、ただいまさうい
う実態はわかつておりませんし、今の
建前では、三公社も公企体の主体とし
て負担金を負担するといふ建前になつ
ておりますので、御指摘の通り、今
さういふ問題は解決してない。一切公
企体でも持つて持つておるのだとい
う立場を貫いておるんですが、将来にお
いて、一方恩給法を引き継ぐのですか
ら、積み立て不足がはつきりある、こ
ういふ問題をどう解決するかといふ問
題のときに、私どもはさういふものは
統一して研究したいと思つておりま
す。

○山本伊三郎君 水田大蔵大臣はこの
点についてはあまり十分まだ聞いてお
らないのだと思ひます。その積立
金、さういふ問題を言つておるのじや
ないのです。具体的に例を申し上げま
すと、十年間文官で一般の公務員とし
てやつてきておる。それを今度三公社
のいわゆる共済組合ができたからそれ
に肩がわりした。その人がやめた場合

に、かりに三公社で十年おって文官として十年おった、この文官としての十年は政府が持つべき負担だ。それが国鉄にかわって十年すれば、二十年分、それが全部公共企業体が負担しておる

という状態だ、出す場合、政府はそれに対して負担をしておらない。それを全部公共企業体等職員共済組合の経理の中から支払われておる。従つて、政府は前の文官の公務員のときに当然負

担しなければならぬやつを何も支払つておらない、こういう考え方を現実にやつておらないのですから、そういうことを私は不合理というよりも、無責任ではないかと思う。そしてまあ国

鉄——全電通はどうか知りませんが、けれども、国鉄は非常に、経済がいけないというので運賃を値上げするのです。そういうことをなぜ政府は開かないのだ。こういう点の一つ聞いておるので

○國務大臣(水田三喜男君) 三公社は、恩給法が適用されておるときで

も、そういう場合の費用は公社が負担しておつた。もともとそういう建前になつておつたそうでございますが、私がさつき申しましたのは、かりに今公社員が一斉にやめた、全部がやめたと

すれば、保険計算に基づいて、それ以後のものは計算が合うのですが、恩給法時代のものゝ積み立てがないのですから、これは国の責任で全部支払うべきであらうと思うのですが、そういう

ものを今後どういふふうには処置していかうかというような問題もきまつていないときなんで、かりに三公社から、そういう場合に、旧来の分を若干政府は負

担してくれと言われても、そういうものの基本計算というものがまだ検討中でできていないから、しろといっても今むずかしいということを言った次第でいいと思います。

○山本伊三郎君 それじゃ、聞いておきますけれども、三公社なり、その他でそういうものがはつきりと数字的に出たら大蔵省は見る、こういうことですか、その点だけ聞いておきます。

○国務大臣(水田三喜男君) 今までは見ない建前できているのでございますが、将来公務員がやめて他の企業へ移っていくということは、今後ひんぱんにあると思いますが、そのときに全

部、その保険会計に基づいている会計のうちで、そういうものを無制限に見させるかという点、これはやはりむずかしいので、いろいろ将来問題が私は出てくるだろうと想像していますが、

それじゃ、これは大

臣、もう少し部内で聞かれて検討しておいてもraithたい。ちよつと私の質問が了解できないと思うのです。私はな冒ぜこいう質問をするかといへば、冒頭に尋ねた恩給費の増高の問題、恩給

もうそういう共済組合という、そういうものはないのだから、全部国が負担しているのです。かりにこういう共済組合ができなければ、国が当然負担し

でやらなくちゃならぬ問題なんです。前から、そういうものがいわゆる公社、その当時は鐵道省と言ったと思います。が、そこらは負担しておったと思います。

すけれども、これは公共企業体等共済組合になった場合には、これは公社側もあるいは組合員も大体折半の負担をして経営しておる。もちろん公社側も出しているけれども、その建前は組合

員という国鉄の職員がみな積み立てをしてそれで運営しておる。その運営している中に政府が負担すべきものがあるのです。あるということが現実なんです。それはないなら……。ある

のです。それを積立金として将来どうなったら考えるというのじゃなくして、それがために現在、国鉄の、いわゆる国鉄じゃなくて三公社の共済組合の關係ある方々については、こうしても

らしいといふことも、資金の不足、
 そういふところから押えられておる。
 そして当然自主的に経営する場合に
 は、こうもしたいといふこともできな
 い。ただ恩給法が改正になるに伴つて

三公社の共済組合の方も給付の開始を
していただきたいというのが、この前
出た法律案の内容なんです。自分のと
ころで金があれば先にやりたいと言っ
ているけれども、それができないから

恩給法が改正になったときに、それに便乗してやりたいというのが、公企体等共済組合の実情なんです。その中に政府が当然責任を持つて負担すべきものがあるのだ、それをどうなんだと

す、あるけれども、遺憾ながら大蔵省はこの点については、そう簡単に聞いてくれない、こういうことなんですから、そこで、大蔵省としては十分その点を考慮して、いい。私はこれ以上、

を考へてもいい。私にこれ以上進
及いたしません、そういう点も実情
を十分聞いて、これはどうしても政府
としては、いけないならいけないとい

う理由をはっきりしていただきたい。
 そういうことがまだ十分理解されてお
 らないから、これ以上言ったところで
 私は満足な答弁を求められませんか
 ら、部内で、大蔵省内で一つその点を

○国務大臣(水田三喜男君) 私も、むづかしいと申して、検討してもらつて、これは善処をしてもらいたいというよりも、まず検討してもらいたい、かように思う。この点はどうですか。

しろあなたの考えと同じような、若干、これは引き継ぎ分のを元の部署から持っていくというようなことも将来は考える必要がありはせぬかという考えを持っておりましたが、現在の

○山本伊三郎君 この点、大臣歸られ
ますので、さらに検討いたします。

てから、所管の局長なり課長は十分その問題になった点をひっこ抜いて下さいます。でないと、どうも私、質問をしておいても時間がかかるだけですから……。これは部内で理論的にもおか

しいという意見があるということでありましたが、理論的にもおかしいと言
う人の頭がおかしくなっていると思
う。それは一べん検討の結果、それは
はっきり表明してもらいたい。もう

きうはこれでやめておきます。

もう一つ、時間が少し過ぎたようではありますが、現在、公務員については、恩給的思想というものはもうほとんど衰えてしまつて、いわゆる相互扶

制度的に變えようということ、現在すでに、先ほど言つたように、三公社、國家公務員もできました。残されてい

るのは、地方公務員だけが一応残されているのであります。今国会に自治省がこれを出そうとしたけれども、補助金の問題であなたの方と意見が合わずに、これが流れたようであります。実

は、国家公務員の場合は、政府の雇用者だいう意味において、これは全部政府が持っているのです。ただ、ここで考え方をほつきりしてもらいたいのは、これは佐藤前大蔵大臣とも相当論

議をしたのですが、国家公務員については、雇用主としての政府という主体があると思う。人格があると思う。それと同時に、国の行政、政治の一般をやるところの政府という人格もあると

思う。従つて、國家公務員の場合はそれが混同されてしまつておる。佐藤前大蔵大臣の答弁の要旨を言ふと、それは、負担金率は両方とも意味を持つてやつておりますと、こういうことな

んです。国家公務員の場合には、政府が負担しているでしょう。それを、私の質問に対して、雇用主としての人格と、政府としての人格と、両方入れて二つの負担を政府はしております。こ

方公務員の場合でも、先ほどより三公社の問題を——一応済んだから言いませんが、地方公務員の場合なら、各地方公共団体が雇用主として、これは各

地方公共団体が出すべきであるという
ことはわかる。それからもう一つの、政
府としての国家公務員に含ませた分が
あると言っているのだから、その分は
やはり補助金か何かという形で現われ
ていなければならない。

ておなじ様に論理的に合れない。それは政府は見ないというように聞いているのですが、その根拠たるやいかん。大臣からしつかりした答弁を願いたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 地方公共団体も同じことで、雇用主たる人格を持つていて同時に、公経済の主体であるわけでもございますから、国の場合と同じで、もし地方で地方公務員の共済年金制度を作るとされるなら、地方公共団体が国の負担しているような形で負担するのが当然であつて、国がここに介入する理由というものは私はないと思います。

○山本伊三郎君 これはどうも何といひますか、のれんに……。これはもう少し一つ検討してきてもらつて、給与課長、もう少し説明をしておいて下さい。前の経過を大臣は十分わからないのですから。

こういう年金制度についてはおのの対象がある。民間については、厚生年金あるいは健康保険なり社会保険に ついても全部対象がある。地方公務員でも、国家公務員でも、それぞれ雇用員であると同時に、日本の国民であり、政治の対象になる一つのグループなんです。理論的に言つても、地方公務員であろうとも、民間におらうとも、それから、民間の工場なら民間の事業主——資本金といふより事業主が雇用主としての一つの義務を果たしてある。国家の場合でも、政府は国家公務員に対しては雇用主としての義務のあるところの負担をしてある。それと別に、こういう一つの社会保険制度の一端であるものについては、政府としてもある程度これに対して補助金なり負担すべきものがあるということ、これはもう理論的に社会保険制度の理論から来るのです。それを、公務員なるがために国の方が負担しておるから、行政の最高の政府としての、そ

う民間に与えるような補助金は要らないのだという考えは間違つておるじゃないかというのを追及したならば、今国家公務員に出してあるところの負担金の百分の五十五の中に、事業主の負担のものもあるし、それから政府としての負担部分もあります。それはどこからどこまで何かが雇用主としての負担であるということも分けられないけれども、両方含んでおるのです、という答弁があつたのですから、地方公務員の場合でも、そういう政府としての国の負担すべき、補助すべきものがあるじゃないかということ、私は言つておる。それをあんたは、地方公務員は地方公務員だから、地方団体でやつたらよろしい……。それだつたら、民間の社会保険制度なんかであつた場合に、政府はやっぱり補助金を出すのですよ。事業主がそういう負担をしてあるけれども、そういう一つの社会保険制度、社会保険に対して補助をやる、こういうものがあるべきであるということと言つておる。その点どうなんです。

○国務大臣(水田三喜男君) 政府として言われるのですが、これは中央府として公経済の主体としてということ、これは言ひますから、この立場は地方団体においても同じでございます。現に、政府関係機関であつても、三公社といふようなものの共済年金制度に政府は負担しております。地方公共団体だけに對して政府が負担をしなければならぬということ、これはどこから出てこないだらう。で、地方行政委員会でもこの問題がしつちゅう出ておりますが、私も、地方公務員の共済年金制度を作ることに反対するわけじゃございません。賛成なんだから、地方は地方として作つたらどうかというところで、政府が負担をしなければこの共済年金制度はできないのだという理屈というものは、どうしても私どもにはわからないと思ひます。

○山本伊三郎君 それは、あなたに突然にこつた質問をしたのだから、あんたはあんたの頭だけでつと判断しておるのですが、この社会保険制度なり、こういう年金制度というのは、一つの国の施策ですね。ただ、あなたらは公務員の使用者だという觀念が抜けない。たとへば民間の場合に、あらゆる保険制度がありますね。これに政府は補助金を出すが、これに政府は補助金を出すが、補助金を出さうというの、私の言ふのは、そういう社会保険制度ない社会保険制度というものは、国が国策上必要であるということとであらう法律を作つておる。ところが、公務員の場合には、やっぱりそれと似たようなものがある。国家公務員なら国家公務員の共済組合で、これは短期も長期もある。三公社にもあるのです。そういう政府の關係機関のものだけしか政府は中央機関としてみないのだから、この理論は出てこないのじゃないか。民間のようなところに出してある。出してあるのですよ。補助金を民間には出してあるけれども、地方関係の機関には出さないといふ、そういう論議はないのじゃないか。というところを言つておる。あなたは自分のところを使つておる者だから、勝手にやつたらいいじゃないか、そういうことを言つておる。これは一つの大きい社会保険制度なり社会保険制度の観点からいくと、そういう理論が成り立つていないかと言つておる。しかもその上に、三公社の場合は、当然政府が持たなくちゃならぬ分もあるが、それも見ない。三公社に見なさいと言つていふことは、きつめてわれわれは不合理じゃないかといふことを言つておる。しかしそれともあんたは、いや、勝手にやつたらいいのだ、勝手にやつたらいいのだ。これはあなたの頭でそれを言ひ切つても、これは無理であるといふことは十分わかつておる。あんたはそういう性格の人か知りませんが、それで押すなら押してもよろしいけれども、もう少し部内で問題点を検討してもらいたいと思ふ。ちよつとその点で、あんな、言うことなければ黙つていてよろしい。

○小幡治和君 総務長官並びに恩給局長に御質問いたしたいのですが、政府が国民所得の増進計画に非常な力を入れておられますが、国民所得が順次増加して行く、これは当然だと思ひます。そういう場合に、公務員の給与につきましては、いろいろそういう経済の成長に應じて人事院が給与水準の引き上げ等について勧告をするといふふうなことで、いろいろ配慮されておるのでありますけれども、しかし、これは文官また軍人を問わず、恩給生活者並びに年金生活者、そういう人たちに對する、生活の実情等から見て、あるいは国民所得の増加の傾向から見て、そういう恩給なり年金なりといふ額について配慮をせよといふふうな意味において、前向きに親身になつて調査研究を行ない、あるいはそ

ういう面についての適當な措置を講じてやろうという意味の部局といひますか、そういうものがなないかと思ひます。いつも取り残されていく。そして非常にそこに不平や不満が出てから、何とかそれを処置するといふふうなことでは残念だと思ひますので、政府部内において、どうか一つそういう面を積極的に前向きに調査研究し、そして、なるほどこれはあまりかわいそうという面については、また是正の措置を講ずるとか、そういう意味のものを一つ求める声が非常に高いといふふうに思ひますが、そういう点についてどう思われますか、一つ御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 先般下村委員の御質問にもお答えいたしました。現在、恩給という形の制度におきましては、今回の改正におきまして、いろいろ御要望はありますけれども、範圍は大體に片づいたと思ひます。今後問題になりますのは、ただいま御指摘になりました社会状態、経済状態の変化に伴う恩給の額をどうするかということだと思ひます。さういふものも人事院のようによい親身になつて世話をすることがないではないかといふのでございまして、従来の恩給行政の考え方といひましては、与えられたその制度を誤りなくやつていくということが中心であつたわけでございますが、今申しましたように、今後の問題として、恩給という形におきましては、むしろ今後その恩給の額がいかにあるべきかといふことが問題の中心になるのではないかと、いふふうに考えます。従ひまして、現在の恩給局におきまして、与えられた

時点における経済の状況、国民所得の状況等と比べて、現在の恩給額がいかにあるべきかという点を十分研究をさせて参りたい、そうして適正な措置をとりたいと考えている次第であります。

○上原正吉君 閣連。ただいまの質問に閣連するのですが、たとえば人事院が公務員の給与引き上げを勧告する、政府は勧告を受けた場合には、自動的に内閣恩給局でこれを検討して、公務員の給与引き上げの予算と一緒に恩給も増額する、恩給という制度があるからには、恩給の根本問題は別として、恩給という制度があつて、しかも、この制度が公務員と国家との契約であるということから見れば、当然それは行なわれなければならないものだと思いますが、従来何か運動が起つてからそれが考慮されるというよりなことで大へん残念だと思つております。もう少し自動的に、公務員の給与が引き上げられるときに、恩給も一緒にその割合で上がるということにならなければならぬのじゃないか、これを人事院の勧告も当然含むべきだと思いますが、制度の上から含まれていないとすれば、恩給局長なり総務長官なりは、これを考慮して予算に繰り込んで、法律に繰り込んでいただくのが当然じゃないかと思つて、この点はどういふふうなお考えであるか伺ひたいのであります。

○政府委員(藤枝泉介君) 公務員の給与のベース・アップが行なわれた場合に、当然にスライドして恩給も上げるということにつきましては、御承知の通りに、何分昔の給与をある仮定俸給額を出して、それから計算をいたして

おりますために、当然にスライドするということとはなかなか技術的には困難だと思つて、ただ、たびたびお答え申し上げましたように、人事院の勧告が出て公務員の給与が引き上げられるというふうな事態は、要するに生活賃の高騰、あるいは社会状態の変化によつて給与が引き上げられなければならないという事態になつたときなわけでございます。従つて、恩給の根本的な考え方としては、退職時の給与、退職時の在職年限等が基本にはなるものでございまして、しかし、過去の例もありまして、やはりそういう生活賃の高騰等から恩給の額を引き上げたこともございます。従つて、公務員の給与が上がるよりな、かような事態というものをつかまえて、そうして恩給の額についても十分検討していかなければならないというふうに考へて、この次第であります。

○山本伊三郎君 それじゃ恩給の關係について質問しておきたいと思つて、その前に、大臣附つたのですが、大臣はあの状態なんです、前の佐藤大蔵大臣は割合に勉強しておつたが、失礼な言葉であります、どうですか。大蔵省内部で、私の言つたことを聞ける聞けないは別として、そういうことを、この前もだいぶ私は主張したと思つて、その部内でもそういうことを大臣がかわつてから言われたかどうか知りませんが、少し大臣にそういう知識を注入されたかどうか、変な質問でございますが、これをちょっとお聞きいたします。

○政府委員(船後正道君) 山本先生御指摘の中の一帯大きな問題は、各種共済組合に対する国庫負担の問題である

と思つて、本件は御承知の通り、三十六年度予算編成の際に、地方公務員共済の問題をめぐりまして大問題になつた次第でございます。大臣にはその点よく御説明したつもりでありまして、各共済組合を通じて、あるいはまた社会保険制度全般を通じて、あるいは、国庫負担の根拠なり、その割合のいかんというものがきつて微妙かつ社会保障の根本問題だと思つて、今後ともあらゆる機会に十分お伝えいたしたいと思つて、

○山本伊三郎君 これも総務長官も一つ恩給に關係があるから十分理解してもらいたいと思つて、今後、恩給という点、私自体名前が気に入らない。何か恩に着せてもらふような恩恵的な印象を与える、それが大きい反対の国民感情になつてくると思つて、それから年金として、そういう生活保障する立場から考えれば、そういう対象というものが当然出てくることは、わが党といへども反対しておらない。ただ恩給という点、昔の古い考え方ではこれは反対という声も相対して、全面的に政府は、退職後の働くことのできなかつた後における老後の保障といふことは、どこに働いておろうとも、働いておつた人はやはり政府が見なければならぬ義務がある。しかし、これは全部政府が見るということはとても財政上からいかなにか、政府はそれを助成するとか、あるいはそういう意味において、こういう制度が生まれてくると思つて、その場合に、国家公務員である、地方公務員である、三公社に勤めている、軍人である、また、その軍人自体はおりません

けれども、旧軍人とか、そういう区別を以て考へている問題は複雑になつて、国民のやはり反対もあり、いろいろ問題が出てくるのです。これを統一した思想で考へてこなくちゃいかぬと思つて、従つて、恩給局長もおられますが、恩給の引き上げになると相対する、恩給の抵抗があります。あるけれども、その実態をいかに国民は知れない。そういう点が、いろいろ言われておりますが、そういう点もはつきり体系を分けて考へなくちゃいかぬと思つて、その点で私は前提として聞いておきたいと思つて、

今度の恩給の改正の内容は、三点、四点があるのですが、特に第一の、この旧軍人の戦地援給地における加算の問題ですね、これによつて相当対象がふえて、私は資料で聞いておりますが、恩給局長もおられますから、正確な数字は、これによつて対象人員は幾ら、何人になつたか、これをちょっと聞いておきたい。

○政府委員(八巻淳之輔君) この加算を実施いたしますことによつて、普通恩給を取得する者がどのくらいあるかということでございますが、実は、昭和三十三年に予算を計上いたしました、援護局と恩給局とで共同して調べたのでございますが、それによりますといふと、約七十四万八千人という者が対象になるわけでございます。もちろんその当時のデータでございますが、その後死亡している方もあるわけでございますから、それよりも現在は内輪になつていくわけでございます。その後の状態につきましては、まあこれからその数字からだんだんと生命表を使つて推定するわけでございます。

ども、これが全面実施になります三十七年度における状態といふものは、普通恩給該当者は六十七万八千人といふことが推定されております。

○山本伊三郎君 次に第二点の、いわゆるこの外国政府職員または日本医療団職員の在職期間によるこれらの対象人員の変化はどうなつておりますか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 第一点の、外国政府職員の通算に関する今回の改正によりまして均等するところの対象者といふものは、大部分の者は現在就職している。すなわち、国家公務員共済組合法の適用を受けている方が多いと思つて、昭和三十三年の十月に国家公務員共済組合法の改正が行なわれまして、恩給から共済に切りかわつたわけでありまして、それ以前の恩給時代にやめた方で、今度の加算の外国政府職員期間の通算によつて利益を受ける者といふものが、大体六百人くらいと推定されております。また、この日本医療団職員期間の通算によつて利益を受けるという方々の大部分は現在就職中の方でございます。普通恩給を受けるわけでありまして、恩給法時代にやめた方といふものは割合に数が少ないので、十人以内といふくらいに推定しております。

○山本伊三郎君 大体その対象の概要はわかつたのですが、これはもちろん本年度予算に編成されておると思つて、その予算の総額、これの対象による本法改正案によるところの予算措置としてどのくらい計上されておるか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 満州国官吏等の外国政府職員期間の通算により

各方面から要求されておるものと比較してふえていくのじゃないかと私は考えておるのです。その点については、恩給当局ではどういうような考え方でおられるか、ちょっと聞いておきたい。

ね、そういうふうな感じを持っており
ます。従いまして、将来そういうふう
な落ちというものを考えてみますと
いうと、今年度の恩給費の千二百三十
億というものをピークと考えて、今ま
でのうちではピークなのでございます
が、これをこすというよりなこととはな
いだろう、いろいろな今後の内容の改

という点で見ておきますから、その減るファクターばかりを考えて参りますと相当大きなものになるわけでございます。たとえば失権率から申しまして、千分の三・六でしたか、それくらい率では公務扶助料の失権率があるというふうに計算をいたしておきますから、従いまして、減るばかりを考

[illegible]

よろしから、一応それを調べてもらいたい、それが今後の問題になると思うのです。いかがですか。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま恩給局長からも申し上げましたように、現在の制度で申しますと、過去の実績等を参照いたしました、今後、年々三十億余落ちていくという推定をいた

しておるわけでありまして。もつとも今回の改正によりまして、加算制度で將來ふくれるものがございます。約十五年たちますと百十七億くらいにふえるわけでございます。しかしそのときには、今申しましたように、年々失権していくものは、おそらくそのころには三、四百億になるという計算を一応立てておるわけですね。従いまして、先ほどもお答え申し上げたのであります。が、やはりいろいろ要望はございまして、今回の改正によりまして、恩給を支給する範囲というものは大体落着いたのではないかと。従って、今後考えられるものは、今御指摘のように、生活賃の向上に基づく恩給の額というものをどういふところにおくべきであるかという問題であります。従って、その点は大体三十六年度が従来の改正によるピーク時でありまして、このピークを上回るようなことは、まずまずないのではないかと。見通しのものと今回の改正の処置もいたしたような次第でございます。

○山本伊三郎君 私は今後も問題になるから執拗に所信をただしておるのですが、当然この問題は、範囲はおそらく確定したので漏れてゐるものはないかと思つてゐるのです。しかし、今後対象人員に入れられた人の内容改善というものが当然出てくると思つてゐる。私のところにも相当はがきが参ります。実情をつぶさに聞いておられますけれども、非常に気の毒な人もある。あるけれども、政府としても、また政治をあずかるものとしても、国家財政全般から見ると、それほど大きく伸びることは、その人個人はもちろん別としても、国家財政上からいって、われ

われとしてよろしいといふことは言えない、良心があればですね。これはもう無理であると思わざるを得ないのでありますが、しかし、個々を見ると問題がある。その不均衡をどう直すかといつても、なかなかそれはできないのです。私は、今の政府の考え方、大体はつきりしたのですが、大体失権するといふ財源を当分の間、そういう不均衡に充ててもやうていこうという腹ではなからうかと私は思ふのです。もうそうすればあまり大きい政治問題にならぬ、合理的な改正が出てくると思ひますが、それにしても相当問題がありまして、この点は一つ十分検討して、次回の機会に資料ができたなら御検討願ひたいと思ひますが、その点ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 資料につきましては、できるだけ御要望に沿うような資料を作りたいと思つております。

○山本伊三郎君 それじゃ次に、共済組合関係の質問を一つしたいと思ひます。まず最初に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改正に関する法律の一部を改正する法律案、全部読むまで三十秒かかりますから、昭和二十三年六月以前の給付に関する改正案、こういう名前で呼びます。これはまあこれの内容を見ましても、当然なことがあるのですが、これはやはり国家公務員共済組合の中の財政ですべて給付の増額分をまかなうといふことではありますね。

○政府委員(船後正道君) 二十三年六月三十日以前の裁定年金でございますので、今回の改正によりまして増加いたします。たします経費は、御承知の通り旧陸海軍共済とか、旧令特別措置法のグループでございます。この方は全額国庫負担いたします。それから、その他の共済組合でございますが、やはり旧法当時の共済組合、この分は追加費用になるわけでございます。いずれにいたしましても結果的には国庫の負担ということになるのでございます。

○山本伊三郎君 それでは、この分については、国家公務員共済組合の組合の中に政府が、どういふ形か知らぬが、これを補助金か何かの形で政府が見るといふこと、こういうことですね。

○政府委員(船後正道君) 旧令共済の分と、それからその他の分とに区別して申し上げます。

○山本伊三郎君 旧令共済の分は、これはまあ積立金でございます。ちよつと経理の仕方といたしましては、恩給と同じであります。従いまして、今回の規定によりまして、旧令共済特別措置に基づく分につきましては、直ちに歳出予算がふえるわけでございます。この部分が、三十六年の分は約三千八百万円、これが平年度化したとしますと約九千百万円でございます。

○山本伊三郎君 それでは、共済組合関係の質問を一つしたいと思ひます。まず最初に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改正に関する法律の一部を改正する法律案、全部読むまで三十秒かかりますから、昭和二十三年六月以前の給付に関する改正案、こういう名前で呼びます。これはまあこれの内容を見ましても、当然なことがあるのですが、これはやはり国家公務員共済組合の中の財政ですべて給付の増額分をまかなうといふことではありますね。

○政府委員(船後正道君) 二十三年六月三十日以前の裁定年金でございますので、今回の改正によりまして増加いたします。たします経費は、御承知の通り旧陸海軍共済とか、旧令特別措置法のグループでございます。この方は全額国庫負担いたします。それから、その他の共済組合でございますが、やはり旧法当時の共済組合、この分は追加費用になるわけでございます。いずれにいたしましても結果的には国庫の負担ということになるのでございます。

○山本伊三郎君 それでは、この分については、国家公務員共済組合の組合の中に政府が、どういふ形か知らぬが、これを補助金か何かの形で政府が見るといふこと、こういうことですね。

○政府委員(船後正道君) 旧令共済の分と、それからその他の分とに区別して申し上げます。

○山本伊三郎君 旧令共済の分は、これはまあ積立金でございます。ちよつと経理の仕方といたしましては、恩給と同じであります。従いまして、今回の規定によりまして、旧令共済特別措置に基づく分につきましては、直ちに歳出予算がふえるわけでございます。この部分が、三十六年の分は約三千八百万円、これが平年度化したとしますと約九千百万円でございます。

○政府委員(船後正道君) 御承知の通り、追加費用は全額国庫の負担とする、そうして毎年度予算に計上するといふ条項がございまして、その適用と同じ効果になりまして、現在の組合員の納めております掛金、それから掛金に見合つて国庫なり、あるいは公社が負担しております負担金、これとは全く別個の経理といたしまして国が負担する、あるいは公社が負担するといふ性質のものでございます。

○山本伊三郎君 現実に、三十六年度それだけ持つといふことに、いわゆる支出予算で持つといふことになつてゐる。国の予算からのおの共済組合が持つと、負担するといふことになつてゐるのです。

○政府委員(船後正道君) 初めに申し上げました旧令共済の分は、現実に予算として支出いたしておりますが、旧令共済以外の分は、一般の整理資源と同様でございます。御承知の通り、公社におきましては、一定の率、これで計上いたしておりますから、その整理資源の一部として毎年度これを負担していくという経理方法にならうと思ひます。三十六年度予算には、具体的にはこの分といたしまして何ほどという計上はいたしております。

○山本伊三郎君 その本年度三千八百万円ですが、平年度は九千百万円で、こう言われた。これは実際にまあ政府が持つといふことになつておるんですが、これは各国家公務員の場合でも、おのおの単位組合にありまして、そういう場合にどういふ支出方法をされておりますか、政府は。

○政府委員(船後正道君) 先ほど申し上げました三千八百万円、あるいは平年度が九千百万円、これは旧令共済特別措置法に基づく部分でございます。過去の陸海軍共済とか、外地共済組合とか、それぞれの共済組合の年金受給者でございます。この分の費用は御承知の通り、国家公務員共済組合連合会が保険者となつておりますから、この方へ国庫から金を支出いたしまして、連合会の方から年金受給者に支払うという仕組みになつております。

○山本伊三郎君 しつこいようですが、僕は、大蔵省を信用しないといふわけじゃないのですが、この法律が通つたら、これは直ちにその金は共済組合連合会に渡すといふ手續ができるのです。

○政府委員(船後正道君) これは御承知の通り、年四回の支払い期に分けて支出いたしますので、従来と同じようなやり方になつて支出することになります。

○山本伊三郎君 旧令による共済組合の分については、一応理解できましたが、それ以外の分については、やはり今までの国家公務員共済組合ができた当時のように、政府が負担すべき当然のものを、それを不足を生じたときにそれを見るときといふことで、現実に本年度出さないのです、その金は。その点どうなんですか。

○政府委員(船後正道君) 整理資源は、種々の原因によつて発生してゐるのであります。御承知の通り、恩給公

務員期間を通算したことによって生じた追加費用が最大でございますが、それ以外にも、過去の累次にわたる年金改定等によつて追加する費用があるわけでございます。これらの追加費用を一括いたしまして予算的に措置するといふ建前になっております。それでございますから、三十六年度予算には特にこの分として幾らということになつておりませんが、一般のルールに従つて負担していくということになつております。

○山本伊三郎君 それじゃ、一般の分を含めて三十六年度では幾ら国家公務員共済組合連合会に政府から出していただくのか、その金をつ。

○政府委員(船後正道君) 非現業関係で追加費用といたしまして十五億円を計上いたしておりますが、その中で連合会に加入してない組合がございまして、それを除きまして、連合会加入組合の分といたしましては、十四億六百万円を計上いたしております。

○山本伊三郎君 もちろん、これは、この分以外に、いわゆる問題になった整理資金の分も含めてこれだけの額を本年度で持つておる、こういうことですね。

○政府委員(船後正道君) いわゆる追加費用の総額でございます。

○山本伊三郎君 追加費用の総額でありますか、われわれが主張しておる、先ほど大臣も言われたけれども、大臣ははっきり言わなかったけれども、いわゆる政府が負担すべき、当然の整理資金として負担すべき三十六年度の費用だ、こういうことになるのですか。

○政府委員(船後正道君) 追加費用は御承知の通り、過去の掛金のなかった

期間を通算いたしましたために発生した費用でございますが、これが現実支出されますのは、今後数十年の長きにわたるわけでありまして、従いまして、追加費用の予算計上する方法につきましては、技術的に種々のことが考えられるわけでございますけれども、私も、現在前歴調査を実施いたしておる。この結果、追加費用の総額を現価——プレゼント・バリューでございますが、現価として把握いたしまして、その上で恒久的な負担方式を考えていきたい。従いまして、毎年度の予算計上というものは、そういう保険経理の問題といたしまして処理していく方針でございます。

○山本伊三郎君 それでは、今十五億、十六億といわれた算定基礎というものはどういふところにとられたのですか。

○政府委員(船後正道君) 先ほど申し上げましたように、この追加費用の予算計上には、その前提といたしまして、追加費用の総額が幾らであるかというところが絶対必要條件でございますが、これにつきましては、各公務員のそれぞれの前歴を、あるいは恩給公務員期間、あるいは共済組合員期間、あるいはその他の期間というふうに分類いたしまして、そうして積み上げていくという作業が必要でございます。これができますれば、あとは過去の旧法時代に行なわれておりましたように、永久債務方式でございますとか、あるいは三公社の共済組合が行なっておりますように、修正付加方式でございますとか、種々の方法が技術的にあるわけでございます。私も、恒久的な方法といたしまして、いずれの方法をと

るか、これは目下検討中でございます。いずれにいたしましても、この追加費用の総額の計算を急いでおります。そういう次第でございますので、この三十五年、三十六年度につきましては、特に追加費用の予算計上につきましては、明白なる方式があるわけではございません。御承知の通り、三十五年は、非現業関係全体といたしまして十億の追加費用を計上いたしました。三十六年度はこれに對して約五割増の十五億計上いたしました。大体現在連合会において現に支出いたしております給付額の中の追加費用相当分をおおむねこれに見合う数字ということに、結果的に相なると思ひます。以上のような次第で、特に計算式というものはあるわけではございません。

○山本伊三郎君 私はこの点には納得はできないんです。追加費用として十五億を見積もつておるといふけれども、これはもうほんとうにどんぶり勘定でやられたようなものなんです。今調査をされておる、前歴計算、そういうものをやつておられると言われますが、それは一体いつ出ますか。

○政府委員(船後正道君) 各単位組合におかれましてはこれを扱っておられるわけでございます。私も、これをまとまして、この前歴調査は、追加費用の計算のみならず将来の保険料率の計算の補助的な手段でございます。というふうな観点から非常に急がせておりますけれども、現在の前歴調査の完了状況は、まだ一％に満たないというきつて、先般も担当者の会議を催したいたしまして、その遅延はどこにあるか、この打開に努めておりますが、現在

各省では相当部分が中央に集まつておられて、目下中央で検討中というところでございます。省庁によりましては、もう八〇％も完了したところもございまして、この秋あるいは年度一ぱいには、ぜひともこれを完了いたしたいというふうなつもりでございます。

○山本伊三郎君 一〇％程度まででいておるといふことですが、それを一つの基礎として、この政府が負担すべき追加費用の計算からして、全体、それから逆算してどれぐらいの額になるか、推計をつ。

○政府委員(船後正道君) これは山本先生も御存じと思ひますので、全数調査をやる場合もございすれば、抽出調査をする場合もあるものでございまして、公務員共済のようには、これほど六十万、七十万ということになりますと、全数調査は不可能でございます。この場合の抽出の方法によりますが、これは統計的な方法がございまして、なるべく誤差がないようにやるわけでございます。ところが、ただいま前歴調査として提出されたのは、全くアトラダム、何ら科学的な根拠もないわけでございます。これをまとまして推計するにあたりにも大胆に過ぎまして、技術的には困難で不可能に近いと考えております。

○山本伊三郎君 これは、今後僕は非常に問題になってくると思ひます。で、地方公務員の共済組合法も、大蔵省が補助金を出す出さないにかかわらず、おそらく地方議員の互助年金も一応法律案がこれは議員提案できる段取りになつておりますから、そういうこ

とから地方公務員の方はできるのです。これは相当問題は含んでくると思ひます。それで今の各国家公務員の共済組合、大蔵省当局がいろいろ考へて計算しておられますけれども、これは私は非常に資料が十分でないと思ひます。しかし、これは資料の十分でないのを大蔵省の責任とは言つておられない。今の日本のこの年金制度の基礎といふものは、生命保険のあつた基礎以外にとつてきておらないと思ひます。だから、私も相当これについて、いろいろと文獻を調べておるけれども、論理的、理論的には言えても、実際の数字がない。従つて、政府としてはきつめて安全な、安全を見て計数を出しておられると思ひます。従つて私は、まだ国家公務員は一年たつておるかどうか、まあその程度だと思ひますが、これを私は十分検討しなきゃならぬと思ひます。実は公企業の方も資料を求めたのです。私自身とつたのです。しかし、先ほど言つたように、政府にそういう負担分をくれという段階にはなかなか到達しないというのです。資金はやつぱりたまる一方なんです。ピクがどこにくるかという見通しもなんです。従つて、この問題は、私もそれは相当研究いたしますが、今聞いたように、年に十五億、二十億を出していくのだ、しかしこれは今の速度でいくと、一年や二年かかるような調子でございますが、やろうと思へばやれるのですけれども、早くやると困るのです。早くやつたらそれだけのものはどうしても政府は一度にくれということになる。ところが、おそらく政府は出せない。というの

は、今のような恩給とかそういうことで年々ふえるやつは政府の歳出で落としていく、こういうことであれば、政治的な問題になつても、結局計算上の保険数理の問題にならない。何はふえても政府の方で出してくる。しかし、こういうこの共済制度になると、それはいかない。もしこれが悪い結果になると破算してしまう。そうすると、結局年金も出せない。その再保険を政府が持つかどうかという問題が起つてくると思ふのです。この点は相当問題であると思ふのですが、僕は、政府は、政府の財政状態があまりはつきりするところ——これだけ言われるというところ——でなくして、もっと根本的に一つやつてもらいたいと思ふのです。私はおそらく大蔵当局のような秀才が集まつている省ですから、ある程度できていると私はにらんでいるのです。だが、ことさらにそれを言うところが悪いから発表しないというのじゃないかという、これは邪推じゃないけれども、そう思ふのです。これはそれができない限りは、これは保険数理を基礎としたこの運用は実はできないと思ふのです。これなしには、順々に歴年たまつていくと、厚生年金の積立金だけでも相当額はたまつていると思ふのです。そういうことから私はこれは問題になるのだ、きょうは私も十分のそういう計数の用意もしておきませんので、この点の追及はおきますけれども、これは私はもう今後続けてこの問題を私も研究をいたしますし、大蔵当局も、国の予算がどうかということではなくして、率直な態度で年金制度拡充のために検討してもらいたいと思ひます。そういう点で私は特に希望して

おきたいと思ひます。
この問題についてもう一点だけ聞いておきますが、先ほど聞きました、この昭和二十三年六月以降の発生する事由による額は、今後増高する傾向があるかどうかという点、当局はどう考えておりますか。

○政府委員(船後正道君) 先ほど申し上げました通り、二十三年の年金改定でございますが、これは本質は恩給の増額と同じでございます。従いまして、恩給の方の傾向と同じような傾向をたどるのではないかと、旧令共済の分といたしましての平年額九千百万円でございますが、まあこれは次年度以降には若干ふえまして、次いでまあ年金権者が失権して参りますので、また下降カーブをたどるのではないかと、かように推定いたしております。

○山本伊三郎君 最後にこの問題と関連して、私は執拗に言うのじゃないのですが、各共済組合間の均衡といいますが、政府の見方のえこひいきでないように、三公社の共済組合に対しても政府は大蔵省も考へてもらいたい。おそらく三公社の共済組合についても、次にこういう問題が起つてくると思ふのです。その三公社の場合は、先ほど言つたように、政府はきわめて冷淡ですから、この点は一十分、大蔵省の直接関係じゃないと思ふ。一部あります。大蔵省管轄の三公社ありますが、この点について大蔵当局としてはどういう考へであるか、ちよつとその点。

○政府委員(船後正道君) 国家公務員共済と、公務員共済に類似する他の共済制度の関係でございますが、問題は、先生御指摘の、国庫負担と申しますか、一般会計負担という意味でのバ

ランスの問題、それからいふ一つは、各共済制度間の給付水準のバランスの問題でございます。あるいはまた職員の人件交流に伴う通算の問題があるわけでございますが、これが解決されたわけではございません。私もどなたかしましては、財政的にはいろいろルールがございまして、少なくとも共済担当課長の私といたしましては、各共済間における給付水準のバランスでございますが、あるいは職員の間通算問題でございますが、こういう点につきましては、各制度間に不均衡の生じないように、十分配慮して検討を進めて参りたいと思つてゐる次第でございます。

○山本伊三郎君 それじゃもう一つの問題で、国家公務員共済組合法が改正されるわけですが、これは今度の改正の内容は、もう主として短期給付の改正になつておりますから、その点一つ。

○政府委員(船後正道君) 今回の改正は非常に盛りだくさんでございます。まして、それが柱になつてゐるかといふことになりまして、返事に困る次第でございますが、その中でも特に重要な点を二、三申し上げますと、一つは、従来から当委員会でも附帯決議等であつたいていおりました公務災害の場合の負担を百パーセント国庫の負担にするという点でございます。これはまあ今回の改正案において措置いたしました。それから次の問題は、前歴加算の問題でございます。旧勅令共済組合員期間の通算、旧調達庁の職員期間の通算、さらに恩給法の改定に伴います外国政府及び旧日本医療団の職員期間の通算、

て、該当事者に有利なように配慮いたしました。それ以外には健康保険法なり、あるいは厚生年金保険法改正に伴う反射立法的な措置がございまして、

○山本伊三郎君 今度の国家公務員共済組合の改正について、再び前の問題と同じようなことを尋ねますが、今度のやつは、もちろん政府は別にそういう追加費用を見ないわけではなくて、国家公務員共済組合自体の費用から支出する、こういうことですか。

○政府委員(船後正道君) 今回の改正によりまして、二つの面で新たに費用が発生するわけでございます。一つは、先ほど申しました過去の、前歴の通算を優遇するというところでございまして、この方は完全に追加費用でございます。この方で、全額が国庫負担する、ただ、いつの時期に国庫負担にするかという問題があるわけでございますが、とにかく全額国庫負担に問題はない。

いま一つの点は、公務災害の公務院疾でございますが、公務院疾は百パーセント国庫負担にしたことによりまして、職員の負担割合が、若干でございますが、減るわけでございます。他方、この法ではございせんが、公的年金通算の関係法律の方で、従来の掛け捨て期間の三年を一年に短縮しております。これは逆に掛金率増加の要素でございます。こういった面はわれわれの試算では、大体とんとんに相なる、現在の掛金率は変更する必要がない、かように考へておりますが、いづれにしても、従来の掛金率に響くということになるわけでございます。問題は二つに分かれておるわけでございます。

○山本伊三郎君 そこで、総務長官に

一つ聞いて私の質問を終わりますが、公的年金と国民年金との考へ方の、政府の見解なんです。一般には公務員のいわゆる公的年金と総称いたしますが、それと恩給とを非常に混同されておる、一般で。だから、公的年金もこれは恩給だ、国民年金から見ると非常に給付がいいのだ、こういうまあ素朴な見解もいなかあるわけなんです。そこで政府は、通算の場合にこれは問題になつてくると思ひますが、公的年金についてどういう考へ方を持つておるか。というのは国民年金は、社会保障制度といふことで考へておるのだが、われわれはそれに反対なんだ。給付といふものはそれはもうおそろしく公的年金から見ると、問題にならないのです、事実は。一般国民年金も公的年金と同様の考へ方で今後社会制度の一環としてそういう方向に進んでいく、私は何か奥に何か問題があつて質問してゐるということではなくして、政府としてはそういう考へ方を出発してゐるか、この点どうなんです。

○政府委員(藤枝泉介君) 私からお答えするのはあるいは不適当なかも知れませんが、やほりそうした、何と申しますか、山本さんのおっしゃる公的年金の給付といふものを、こうした方向にだんだん近づけていくということは考へる根本には持つております。しかしながら、国民年金の持つ現在の意義あるいは国の財政、そういうものからいひまして、必ずしもこれが急速にそういう方向に行くべきだとはなかなか言ひかねるのでありますが、根本的にはそういう考へ方を持つていくべきであらうというふうに考へております。

○山本伊三郎君

まあ、それは藤枝総務長官はそういうお答えをするが、僕は原則的には、そういう点をききたいと思ふ。しかし、実態を見ると、やはり保守自民党という、えらい悪いのです。が、やはり考え方に基本的な社会保障制度という考え方が筋が一本通っていないというきらいがある。だから、いろいろ問題が出てくると思う。私は、恩給の問題が出ましたが、恩給の問題も私がいろいろ、私の趣旨はわかっていくかどうかわかりませんが、それが通っていかば恩給の問題はもうなくなる。働かずして全然理由なくして国がこれを補助しなければ、援護しなければならぬということの階層は一応別になるのです。そういう一本筋の通った考え方を持っておいて、そしてその恩給なり公務員の共済組合なり、いわゆる公的年金なり、その他労働者の年金なりを改正する際に、その一本を一つ筋を通して、私は皆さん方が考えるようにならないかどうか、これはわれわれ社会党の基本的な考え方から言っているから、皆さん方に異議があるかもしれないが、軍人恩給なら軍人という特殊な立場で、そういう立場から一つ考えるのが恩給である。これは文官恩給もありまされども、そういう要素を考へて恩給というものを考へていくのだ。また労働者の場合は、労働者がその産業に従事している、その働いている形において今後考へていくというような考え方もあると思ひますが、こういう点を一つ、私は時間がないので、きわめて抽象的に言っておるから理解されておるかどうかわかりませんが、こういう点を一つ考へて恩給法の改正も、それから各種年金の公

○横川正市君

資料を一つお願いいたしておきます。これは恩給局の給付理由が生じておるその経費をまかなうものと、それから事務経費と分けて総額、それからそれを大蔵省、国の負担するものと、それから各省の負担するもの、それぞれ総額があるわけですが、その総額、それから大体五年ぐらゐ給付事由が生じて交付をしておりま

す金額で各省から納付金をするわけですね、分担金の形で。それが各省ごとに給付事由の生じて返還をされる金額、それから大体、全体としては平均の年金額と恩給額と、それから各省の平均の恩給額、これがわかればぜひ一つ早い機会に知らせていただきたい。それから総務長官にちよつと私わかないから教えていただきたいと思ひますが、恩給法を実は私開いてみて、古い恩給法なのか新しい恩給法なのか、現行なのか非現行なのか、非常にわからない点が多々あるわけです。それで本来ならばこれは経過は要らないのであつて、ほんとうは生きてゐる恩給法というやつを、これを出してでもわかりやすく一つこれはやつていただきたいというのを申し上げて、そのついでに、聞くは一時の恥ですから聞きますが、「朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル恩給法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」この文章は、これは法律外の文章なんです、これはどういふ意味がこ

の中に含まれてゐるのか、ちよつと教えていただきたいと思ひます。前の点の

○政府委員(八巻淳之輔君)

恩給資料の点でございすけれども、これは恩給費と恩給事務費、恩給支給事務費なり、あるいは恩給関係の事務費というものの区別はこれは從來予算書で出て参ります。ただ御指摘の恩給費の中で、たとえば文官恩給でございすといふと、三十六年度は百七十三億でございまして、二十三年の人のに對して百七十三億出てゐるわけでございます。この二十三年といふ人が何省の人である、五万人は何省の人である、あとの六万人は何省であるといふ区別はちよつとできかねるものであります。これは二十三年全部カドを當たつて退職したときの履歴をとつて、そして再計算いたしませんと、これは出ません。そこで、すぐこれを二十三年のカドを全部くつて、そして分類してなすれば御要望に應ずるだらうと思ひますけれども、それと金額とあわせて出すということもなかなか大へんな作業になるわけでございます。そこで、この点はなかなかむづかしいと思ひます。それから納金の問題でございす。納金は各省ごとに恩給納金というものが予算書の歳入の方に出ておりますから、これはわかりまされども、恩給費の方の恩給年金の百七十三億は、どういふふうな省を退職した人に出てゐるかといふことはちよつとお許しを願ひたい。

それからその後段の恩給法のあれが、現行恩給法はどれか、こういうこととございす。これは一ページにございす。恩給法の大正十二年四月十四日、この法律第四十八号といふのが現行の恩給法でございす。それが累次の改正を經まして今日に至つてゐる

のでございす。この改正された姿が現在どういふ姿である、こういうこととございす。この一番冒頭に「朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル」云々として「公布セシム」と書いてございす。これはそのときのまゝの引き写しといふだけのものではない、別に、別

に他意はございせん。それからあの恩給法は、そのときの給付事由の発生したときの法律といふのが今でも生きておりますから、従ひまして、恩給法の本法では変わらして、その当時の事態にづきましては、なお従前の例によるというので、旧法は生きておるといふ格好になつておるわけでありまして、そこで旧法といふのは、どうしても恩給法を運用します場合には、旧法を引っぱらないと恩給法の適用ができないわけでございます。そこで、旧法のうちでも一番代表的なものが、一番最後の、昭和二十一年の法律第三十一号による改正前の恩給法といふことで、五十四ページ以下で旧法が出ております。そういうことで御了承願ひます。

○横川正市君 ちよつと資料の問題で、今の説明で後段はほぼ了解いたしました。恩給の給付事由を生じた者に對する給付の事務は、これは当然事務規程でやるから、そこを聞いてゐるわけじゃないです。その給付事由を生ずる、いわば証書といふんです、その証書を基にしてあなたの方では給付をしていくわけですね。その給付する金といふものは、これは何も大蔵省から全部一本にらつてくるわけじゃないでしよ。各省がやはり負担をするわけでしょう。その負担をする根拠になるのは、証書がどこから、どこの

省が幾らとわからないと、私は、あなたの方では、予算でお前の方は幾ら出せといふ方がないと思ひますが、それはどうですか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 恩給の予算的な建前といふのは、先ほどの共済組合のように収入があつて、その中から支出をまかなうといふのじゃなくて、毎年度恩給費で義務が発生した者について歳出予算で組んでゐるわけなんです。そこで一方において、恩給納金といふものは、これは百分の二といふものを公務員は俸給の中から天引して、そして歳入に入つてしまふ。それは予算の歳入の方に立てられて、そして一括して歳入の方にいつてしまふ。従ひまして、歳入がどれだけだから、これだけ出すといふバランスをとつてゐるわけじゃないです。そういうことになつておられますから、各省に勤めておられた方の納金と、その省に勤められておられた方々の恩給といふものを区別するといふ意味は、いろいろな財源原則という角度から見れば別でございすけれども、あまり意味がないといふことになるわけでございます。

○横川正市君 これは一般会計と特別会計がありますから、この一般会計のものはあなたの説明した分では納得はいいが、それでもなおまだ納得できないところがある。特別会計のものは、たとえば百分の二納付金をいたしました。ところが、そのもらうのは今度勤続年数、それから最終年金を計算する。本俸等によつて計算をするわけですね。それを計算した各省間の積算の総額は、百分の二の総額とびたり合つかどうかという問題になると、これは私はその各省ごとに出入りがある

と思うのです。百分の二納めたものよりか多くもらっている者もいるだろうし、百分の二納めたけれども、もっと下の交付金しかもらってない、給付しかもらってないところもあると思うのです。だから、私は恩給局のいわゆる経理上の考え方として根本的に間違っているところがあるのじゃないか。だからその意味、あなたの言うように百分の二だけ納めてもらって、それをもって総額やるのだ、こういういわばどんぶり勘定みたいな格好では、いささかこれは一般会計とそれから特別会計の場合には問題がある、こういうふうに思われるので、その質問の資料として、実は資料をお願いしたい、こういうふうに思っているわけですから、できるだけ資料を一つ出していただきたい。私はまあこれはやはり経理上の問題としては少し問題があると思う。

○政府委員(八巻淳之輔君) 今のこの特別会計の問題ということで多少御質問の要点がわかったのでありますが、特別会計は御承知の通りこの恩給自体は、恩給費というものは、これは特別会計職員がやめようと、一般会計職員がやめようと、恩給費というものは一般会計の方で支出に立っているわけですから、特別会計でやめた人、つまり国鉄なら国鉄でやめた人という人に対する負担金は特別会計で持つて下さい、こういう法律が別にあるわけですから、そこで、一般会計では一応出しておきますけれども、特別会計をやめた方の分として、さらに特別会計に対して負担金をかけて、そして本来一般会計で持つていられる、特別会計でやめた人の分を負担金でもって補う、こう

いう思想になっているわけですから、その負担金の部分を特別会計で、その特別会計職員からの納付金のバランスというものがお説のあれだと思味があるのじゃないか、そういう意味でそれを調べてみるということならば、まあ調べられないことはないだろうと思ひますが……。

○横川正市君 私は、あなたの今言う経理上の一つの今までやってきた事実については説明の通りだと思ひますが、それに幾らか矛盾があるのじゃないか、こういうふうに思ひますので、資料を出していただきたい。こちらからは、これは変じやないかという意見は、次回にたまたまということ、その資料を要求したわけですから、それから、現行を、どうやっていくか、それを資料に出していただいて、次回のときに質問したいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 時間の関係もあるようでありますから一つ伺いたいわけですね。船後政府委員の尽力をいただきましたと思うのですが、これは今の国家公務員共済組合法が三十四年に通過しましたときに、衆議院で附帯決議がついた、一項から五項まで。それから参議院でも、同じく一項から十項まで附帯決議がついているわけでありまして、その附帯決議の中で、参議院の場合で申し上げますが、参議院の内閣委員会の附帯決議の第九項に、これは簡単なことですから私読みますが、「国家公務員共済組合審議会、国家公務員共済組合評議員会の運営については、共済組合制度が相互扶助の組織であることとを考慮して、必要な配慮を加えるこ

と。」という附帯決議がついているわけでありまして、御存じのように、今の非現実的な家公務員共済組合の単位組合、この運営審議会におきましては、官側代表と組合代表と出ているわけですから、しかし、組合代表というものは、御存じのように、代表と云うには、なかなか……みなで相談をするとか、あるいは意思を統一して出すとか、そういうことは毛頭ないわけでありまして、従いまして、この組合代表というものは、国家公務員法第九十八条にいます職員団体の代表を入れるというふうなことはならないものか。この附帯決議の趣旨というものはそういう趣旨だったと私は理解をいたしているわけでありまして、従いまして、単位共済組合の運営審議会について、官側代表、組合代表と言ふ場合の組合代表につきましても、国家公務員法第九十八条でいう職員団体の代表と云うものをいれる。なお、このことは、国家公務員の非現実共済、この場合におきましては、もう船後政府委員の御承知の通りになっているわけでありまして、従いまして、そういうふうな趣旨に合はばうまいのだからうと思ひます。大蔵省は、この共済組合につきましても、非常に皆さんの権限を持つておられますので、その指示というものは、今申し上げたような附帯決議の趣旨というものが生きてくるんじゃないかと思ひます。

○政府委員(船後正道君) まず、単位組合の運営審議会でございますが、ただいま鶴岡先生、官側代表、それから組合代表と、こう仰せられました。これは、これは俗称でございます。法律上は、組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者であつて、しかも、一部の者の利益に偏することがない、こういうことになつております。そこで、その単位組合におきましては、実行上の問題といたしましては、大多数の組合がやはりその省庁における労働組合の役員の方という者を運営審議会の委員に任命しておられるという実情になつております。もつとも二、三の省庁におきましては、労働組合の組織率がきつめて低いとか、あるいはまた全然労働組合の存しないところがある、かようなことでそのようになつていないところもございまして、おおむね御指摘のような線で構成しておられるという実情でございます。

○政府委員(船後正道君) まず、単位組合の運営審議会でございますが、ただいま鶴岡先生、官側代表、それから組合代表と、こう仰せられました。これは、これは俗称でございます。法律上は、組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者であつて、しかも、一部の者の利益に偏することがない、こういうことになつております。そこで、その単位組合におきましては、実行上の問題といたしましては、大多数の組合がやはりその省庁における労働組合の役員の方という者を運営審議会の委員に任命しておられるという実情になつております。もつとも二、三の省庁におきましては、労働組合の組織率がきつめて低いとか、あるいはまた全然労働組合の存しないところがある、かようなことでそのようになつていないところもございまして、おおむね御指摘のような線で構成しておられるという実情でございます。

それから次に連合会の評議員でございますが、これは各単位組合を代表するの是一名でございます。それで、十九の組合がございまして、この単位組合を代表する者は、その省庁の長が任命するわけでございますが、おのずから組合を代表し、かつ共済のことは非常に専門的、技術的な分野が多いわけ

でございますので、おのずから共済担当課長ということになるわけでございます。実情は、大体各省庁の共済担当課長が評議員に任命されておる。しかし、連合会の評議員会の場合におきましては、当然各単位組合の意思を体し、ましてそれそれ行動をするわけでございますから、御趣旨のように、運営につきましても十分配慮されていると思ひます。

○鶴岡哲夫君 あの方から……。今の連合会の評議員会ですね。これは一名となつていくわけですね。一名となつていくから、結局各省の厚生課長が出るということになるわけですね。しかし、単位共済は、御存じのように、両方の構成になつて運営されている。連合会の評議員会だけが、各省の官側代表が出ていくというのでは、これはやはり種々問題があるのじゃないか。従つて、この附帯決議としましては、この連合会の評議員会におきまして、そういうふうな配慮をする必要があるという附帯決議だと思ひます。ですから、なおこの問題につきましても、附帯決議の趣旨に沿うように考慮をしてもいいというふうな申し上げをお願いします。それからもう一つの単位共済の場合におきましては、これは今、船後さんのお話でございますが、実情はやはりそうはなつていないわけですね。ですから、おっしゃるような趣旨だとまことにけつこうだと思ひますが、ぜひ一つ今、船後政府委員のお話のようになるように指示なり、あるいは連絡等をしていただくとけつこうだと思ひます。よろしうございませう。

○政府委員(船後正道君) 各省庁の権限に属する事項もございすけれども、御趣旨の点は十分伝へまして、運営審議会なり評議会の構成運営につきましては、より民主的な配慮を払うという方向で努力いたしたいと思ひます。

○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、三案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、残余の質疑は次回に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、海上保安庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側出席の方は、木暮運輸大臣、辻官房長、和田海上保安庁次長でございます。

御質疑のおありの方は順次御発言願ひます。

○小幡治和君 まず、李承晩ラインにおける漁船の保護の問題について、最近海上保安庁の方はどういふふうになつておるか。そこらのところを一つお聞かせ願ひたい。

○説明員(和田勇君) お答えいたします。過般の韓国のクーデターといひますか、によつて、われわれの方では、相当密航者が来るのではないかと、いふことも心配しましたが、現在では、李ライン問題につきましては、当面の情報を総合いたしましたも、特に変化がございせんので、ただいまでは常時四隻の大型の巡視船を派遣して監視に当たつていふ状況でございます。

○小幡治和君 現在のそういう装備状況といひますか、また監視船の状況等で、特に海上保安庁でこつこつと点ごうしても足りないのだ、だから、その目的を達し得ないといふふうな、特別に非常に困つておられるようなものといふものはありますか。

○説明員(和田勇君) この点につきましては、われわれの方で巡視船が非常に不足をしておることは、いつも申し上げておるのでありますが、三十六年度では九百トン型の、主として定點観測に従事いたします大型の巡視船の代替建造、三百五十トンの巡視船の代替建造といふのが一隻ずつ認められておりますが、これがもう少し隻数がたくさん認められますと非常に都合であります。いろいろな点で巡視船のみならず、巡視艇につきましても困つておりますが、ただいまお話の李ライン関係につきましては、どうしても三百五十トン以上の大型の巡視船が必要といふようなこととございす。隻数が足りないといふことが最も痛感されておることとございす。が、なお、かなり古い、旧海軍時代から引き継いだ木造のいわゆる駆潜艇といふようなものもございす。し、こつこつたものについて早く代替建造をいたしたいといふふうにて考えております。

○委員長(吉江勝保君) 御質疑もなければ、本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会

昭和三十六年六月二十一日印刷

昭和三十六年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局